

平成 28 年五條市議会第 3 回 9 月定例会（第 2 号）

日 時 平成 28 年 9 月 13 日（火） 午前 10 時 開議

議事日程

第 1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	山 口 耕 司	1 被災者支援システムについて (1) 現在の稼働状況について (2) 災害時における「避難行動要支援者名簿」について (3) 今後の課題について 2 地域創生事業について (1) 取組の進捗状況について (2) 各種団体との連携について (3) 若者を育てるプランについて 3 安心した介護保険の利用について (1) 住宅改修等の保険利用の実態について (2) 利用者の立場から改善すべき事項について 4 地域公共交通について (1) 先進事例と本市の地域公共交通について (2) これからの取組について	市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長
2	窪 佳 秀	1 防災行政について (1) 避難時の災害弱者支援対策について ア 避難行動要支援者検討委員会の検討内容等進捗状況について イ 避難行動要支援者台帳システムの進捗状況について ウ 避難行動要支援者支援計画に基づく支援体制について エ 福祉避難所の取組について	市長・部長

[illegible]

[illegible]

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	大 谷 龍 雄	イ 上流ダム緊急放流防止対策について ウ 地震発生時におけるダムの決壊防止対策について エ 吉野川等の堤防の点検と堤防未整備区域の早期整備について (2) 災害発生時の早期救援体制の強化について ア 消防力の強化について イ 建設業協会への協力依頼について ウ 自衛隊の災害救援強化を目指した、安保法制に基づく自衛隊の海外派兵中止の政府への要請について 4 核兵器禁止・紛争の平和的解決を目指した世界の動きから考えた陸上自衛隊駐屯地及びヘリポート誘致の見直しについて	市長・部長
7	宗 部 康 寛	1 陸上自衛隊駐屯地誘致の重要性と必要性について (1) 本年度の調査について (2) ヘリポートを併設した計画内容・規模について (3) 今後の機運を高めるPR活動の取組について	市長・部長

本日の会議に付した事件

日程第一、一般質問、養田全康議員まで

出席議員（十二名）

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大	益	吉	山	福	岩	窪	吉	宗	牧	平	養
谷	田	田	口	塚	本		田	部	野	岡	田
龍	吉	雅	耕			佳		康	雅	清	全
雄	博	範	司	実	孝	秀	正	寛	一	司	康

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長

太田好紀

事務局職員出席者

事務局長	副市長	教育長	理事（総務部長）	技監	市長公室長	危機管理監	すこやか市民部長	あんしん福祉部長	産業環境部長	都市整備部長	教育部長	総務部次長（財政課長）	西吉野支所長	大塔支所長	水道局長	会計管理者	秘書課長	企画政策課長	土地開発公社事務局長
竹	堀	山	八	福	山	坂	稲	辻	河	松	和	山	泉	松	松	西	中	上	
本	内	内	田	田	塚	本	口	次	田	田	井	田	本	谷	本	本	峯	本	田
勝	成	伸	和	勝	修	慎	裕	祥	博	和	剛	利	進	武	智	久	賢	幸	
治	吉	起	宏	護	彦	二	一	美	友	幸	永	明	子	治	士	美	美	二	則

事務局次長	久保
事務局係長	辰巳
事務局主任	片山
速記者	柳ヶ瀬
	五仁
	大雅
	美美
	輔彦

午前十時零分開会

○議長（吉田 正）ただいまから去る七日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（吉田 正）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には一般質問の時間は質問と答弁を合わせて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

初めに、九番、山口耕司議員の質問を許します。九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司質問席へ〕

○九番（山口耕司）おはようございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、九番公明党山口耕司の一般質問を通告のとおりさせていただきますので、よろしくお願いを申

し上げます。

質問の前に、先の台風十号の豪雨災害により、東北や北海道に甚大な災害が発生いたしました。多くの方々の尊い命が失われたことに、深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様や御家族、御関係者の皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。そして、一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

それでは、質問一、被災者支援システムについてでございます。

この取組は、平成二十三年第二回六月定例会におきまして、兵庫県西宮市が独自に開発いたしました「被災者支援システム」を総務省、財団法人地方自治センターのパンフレットを議場に配布させていただき、一日も早い導入を訴え、前向きな答弁をいただきました。その後、同年の八月二十二日にこのシステムのセミナーが県内で開催され、職員の方にも行っていただきました。しかし、紀伊半島大水害のときには間に合わず、十二月定例会におきまして、再度「被災者支援システム」の導入を訴えさせていただき、翌年度にインストールキーを入手し実施していただいた経緯がございます。

さて、御案内のとおり、被災者台帳とは、災害が発生した場合、被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するための基礎となる台帳であり、災害対策基本法第九十条の三、第一項において、市町村の長が作成することとされています。

被災者台帳を導入することによって、被災者の状況を的確に把握し、迅速な対応が可能になるほか、被災者が何度も申請を行わずに済むなど被災者の負担軽減が期待されています。このため、近年、東日本大震災や広島土砂災害、熊本地震等大規模災害のみならず災害が多発する中、被災者台帳の作成への認識が高まりつつあります。

内閣府、防災担当におきましては、平成二十六年度被災者台帳調査業務報告書を取りまとめ、地方自治体に対して、先進事例集、導入支援実証報告及びチェックリストを提示しています。

このシステムの最大の特徴は、家屋被害ではなく、被災者を中心に捉えている点です。住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、これを基に、り災証明書の発行、支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入居など被災者支援に必要な情報を一元的に管理いたします。これによって被災者支援業務の効率化はもとより、被災者支援業務の正確性及び公平性を図ることができます。

この被災者支援システムを全国各地の自治体が導入される中、実際は、インストールキーだけを手入れし、稼働をしていないという自治体もあり、昨年の広島土砂災害や今般の熊本地震においても、システムが導入されていたにもかかわらず、導入後の運用が適切になされていないか

ったため、いざというときに十分使えなかった事例も発生しています。

なお、現在、広島市においてはサポートセンターの支援の下、適切に運用されておると聞いております。

奈良県におきましても、二十二の自治体が導入をしており、五條市もいち早く導入をしていただいておりますが、災害時にきちんと稼働できている状況にあるのか。

(二) 現在の稼働状況について、担当部長にお尋ねいたします。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

被災者支援システムにつきましては、災害発生後に活用できるよう適宜メンテナンスを実施しているところであります。

直近の改修事項といたしましては、平成二十七年十二月にマイナンバー制度に対応できるようバージョンアップ作業を完了しておるのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 現在はまだ既に稼働しておると、その情報の更新とか住民基本台帳との連携をどれくらいの期間でやってもらえるのか、教えていただけますか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

この部分につきましては、いつ災害が発生しても活用できるようにということで住民基本台帳と連動してということをやっております、災害が起きましたら、またその直近の情報に基づいて、作業ができるように準備をしている、そういう状況でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 住民基本台帳と連動しておりますけれども、ただ災害が起こったときには、どんな災害が起こるか分からない、その住民基本台帳と連動するのは毎日更新するのか、月に一回更新するのか、一週間の月曜日に更新するのか、その辺が分かっておりましたら、教えて

いただけますか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

報告では毎月というふうに聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 毎月なされておって、そんな大きな動きも、まあ人口的から考えても大きな動きもないかなと思うのですが、できるだけ短い期間で更新をやっていたらいいと思います。

そして先ほど申し上げましたように、奈良県でも二十二の自治体が導入されている中で、いち早く五條市が取り組んでいただいているのは大変有り難い話でございますし、これからもう少し質問させていただいて検証させていただきたいと思っています。

そして、（二）の災害時における「避難行動要支援者名簿」についてでございますけれども、この名簿は現在完成となっておるのか、その状況と被災者支援システムにどのように連携しておるのか、その辺を教えてくださいませんか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

避難行動要支援者名簿につきましては、地域防災計画に位置付けられた後の平成二十六年十月に台帳を作成いたしまして、順次更新しているところであります。

また、災害時支援が必要な方をサポートするため、該当者の位置情報が即座に図面上で表記されるGIS台帳システムを平成二十六年度末に整備したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） いわゆる住宅地図のようなシステムがその中に組み込まれておって、そこには要援護される方はここにありますということ、がきちっと明記されておるといふ状況になっておるといふことでございますね。これが平成二十六年六月から開始になったということですね。

そういった、この更新も出されておるかと思うのですけれども、この更新の時期、一月に一回なら一月に一回とか、その時期が分かっておれば教えていただけますか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。
毎月更新ということで行っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 個人情報に係るわけでございますけれども、この支援システム、多くの方が災害時に見て行動を起こさなくてはならないと思うのですけれども、その辺の情報の提供、また見られる範囲のコンプライアンスとか、その辺はどう管理されているのか、教えていただけますでしょうか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

情報管理という観点になるかと思いますが、当然コンプライアンスということで、私どもが情報提供している機関におきましても、応分のといいますか、そういうコンプライアンスに基づく取り扱いを求めている、そういう状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 現場ではどの担当課が見られるか、もう全ての課長が皆見られるということでございますかな。全ての課長さんまで要らないと思うのですけれども、その辺の分かっておる範囲を教えてください。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

議員もよく御存じのとおり、被災者支援システムは、例えば仮設住宅であるとか、犠牲者・遺族管理システムであるとか、物資の関係のシステム、また避難所の関連のシステムというふうになってくると思いますので、そこに関係する部署の者が見られるという前提でシステムを

構成しておりますので、そういう者が見られるという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）ちよつと質問が前後するかと思うのです、戻るかも分かりませんが、今、五條市のこの庁舎、大変老朽化してあって耐震も大変厳しい状況にあると、このサーバーを置いてあるのは、第二分庁舎の三階ですかな、きちつと設置してあるというのを聞いておるのですけれども、その辺の、万が一の災害が起こった場合、この被災者支援システムがそこできか稼働できないのかどうか、そしてまた別の場所でもサーバーとつながればいいのかどうか。その辺、教えていただけますか。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま議員のお述べのとおり、現在のサーバーは第二分庁舎の、いわゆる耐震のできているところで管理しております。

また、同部屋におきましては、二十四時間三百六十五日ということでエアコンの状態で適正に管理しております。ただネットワークで行うシステムでございますので、議員仰せのとおり、もし震災等々の災害におきまして、そのサーバー自身は無事に生き残っても、システム上の関係で、ネットワークを結んでいる区域においての障害が起きた場合は使いづらいということになると思いますが、しかしサーバー本体での運用ができますので、続行できると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）第二分庁舎に行つて作業をしなくてはならないというふうに捉えるのですけれども、そのとおりですね。ですので、一日も早い庁舎を、耐震のある庁舎をお願いしたいと思います。

先ほど申しましたように、内閣府防災担当で平成二十六年度被災者台帳調査業務報告書というのが大変多くの枚数で作られておるのですけれども、私もそこを見させていただきまして、大変五條市も聞き取りのときなんですけれども、先進事例として記載されてもいいような取組がなされておるといふうに実感した次第でございます。

いざ、災害が発生したときには住民の共助が必要不可欠でございます。この共助で、要援護者がどこまで知らせていくかというのが、情報

提供など問題は数多くあると思うのですけれども、この観点も含めまして、今後の課題を尋ねたいと思います。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

今後の課題といたしましては、要支援者ごとの個別避難計画の作成に向けまして、要支援者及び支援者の両方の理解を得る必要があります。検討委員会を開催いたしまして、福祉部局と役割分担をしながら、また自治会や地区自主防災会並びに地域福祉の要となる民生委員やケアマネジャーとも連携を取りながら継続的な議論を深めてまいりたいと考えておる次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 比較的田舎と申しますか、旧村であったり人の出入りが少ない地域でございますと、そういったどこに誰がどんな形で住んでおられるというのはよく分かると思うのですけれども、私の住んでおります田園地域におきましては、なかなか全体を把握するのは、うちの自治会は七十世帯ほどあるのですけれども、その中で全員がどんな生活で、要支援の方はどれくらいいてはるのかというのはなかなかつかむことはできないわけでございます。

いざ災害が起こった場合に、こうした方々に安否の確認を一体誰がするのかというのが大変重要な課題になってこようかと思うのですけれども、今お述べてになっていただきました自治会であったり地域防災であったり、そして民生委員さんであるというのは当然分かるのですけれども、そういったお願いというのはもう既に進められているのでしょうか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

議員もお述べのとおり、その課題でございますが、今回この名簿といえますのは、いわゆる災害対策基本法の改正によりまして、義務付けられ、それで進めているという部分もございますが、しかし第二段階といえますか、いわゆる避難計画の作成に向けて、要支援者ごとの個別計画という部分については今後の課題と認識しております。市内全域いろんなそれぞれの地域によっていろんなこともございますので、今後の課題ということで、福祉の部局と連携を取りながら進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）田園地域でも自主防災、かなり積極的な活動をなさっている団体でございまして、その方ともタイアップをしていただいてしっかりと現状を把握していくというのが大事ではなからうかと思えますし、一つのモデルケースとして、いいシステムの構築をしていただきたいと思うのですけれども、その辺答弁、お願いできますか。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま議員お述べのとおり、今後の課題というのは私も行政の方で、片方で頑張つてできるものとは違います。いわゆる自助・共助という部分での、共助の部分にしましては一朝一夕にはいきませんが、この課題に向かっていますと、各種いろんな団体も含めまして連携を取りながら進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）どうかよろしく願ひしたいと思いますし、一日も早くそういった方々の担当は要支援者・要介護の方はどこにお住まいになつておつて、誰がいち早く安否確認をするのかという体制作りを一日も早くしていただけますよう、お願い申し上げます。

次の質問に移ります。

二番、地域創生事業についてでございます。

総務省では、まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、ICTの一層の利活用により、農業、医療、防災など各分野で地域が直面する課題解決に貢献し、各地域の産業や行政の効率化、生産性向上を通じて地域の活性化に資するため、事業を推進し、まち・ひと・しごと創生法に基づき、五條市における人口の現状と将来の展望をまとめた「五條市人口ビジョン」と、今後五箇年の目標や施策の基本的方向・具体的な施策をまとめた「五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略（豊かな自然と歴史が織りなすなごみとロマンとふれあいの創造都市への創生）」、そして四点の重点政策を策定いたしました。何か具体的な取組をなされているのか。

（一）の現在の取組の状況について、担当部長にお尋ねいたします。

○議長（吉田 正）福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

本市におきます地方創生事業でございますが、四つの重点施策を掲げております。「子供を育てたいまちをつくる事業」、「安心して定住できるまちをつくる事業」、「地域資源で新たな産業をつくる事業」、「地域ブランドを確立し、人の流れをつくる事業」をそれぞれ進めております。

本年度におきましては、これまで見過ごされてきた地域資源に光を当てまして、五條市独自の地域活性化につなげていくという観点から、「地域資源で新たな産業をつくる事業」と「地域ブランドを確立し、人の流れをつくる事業」に力を注いでおります。

具体的には「五條市地域資源を活かした産業とブランド創造事業」といたしまして、森林資源を活かした木質バイオマスの活用を目指し、きすみ館での木質チップボイラーの導入を始め、担当課を中心に取組を進めておるところでございます。

また、もう一つの地域資源といたしまして、幻の五新鉄道跡がございます。こちらは観光資源としての資質を十分に備えていると考えております。本年度は全国初となります未成線サミットを西吉野町で開催し、トンネルや橋りょうなど、次なる活用に向けての機運を高め、五條市ならではの特色ある地方創生を目指しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 特にこの四つの推進事業の中の細部に至るのですけれども、バイオマスの促進について今回主に質問させていただきたいと思っております。

平成二十二年五月に五條市バイオマス利活用推進協議会が設置され、三つの部会が設置されました。一つ目に「BDF事業化部会」、そして二つ目に「木質バイオマス利活用部会」、そして三つ目に「たい肥化等利活用部会」、これらの部会、そしてまだ協議会が、バイオマス利活用推進協議会がなくなつたとはいまだ聞いておりませんし、またどのように変わったとも知らされておりませんので、そのままの状態と認識しています。この協議会とも連携を図っていただきまして、バイオマス事業を進めていただくことをまずもってお願いしたいと思っております。

さて、きすみ館での木質バイオマス活用は結構でございますけれども、大変良いことだと思うのですけれども、それだけでは来場者、いわゆる来ていただく方が増えないと思うのです。

先日もきすみ館に行かせていただきましたと、現状、そしてまた湯室等を見させていただきますと、やはりもう老朽化に耐えないボイラー、

そして点検口もかなり狭い、狭隘なところを入れて点検しなくてはならないというところを拝見させていただきました。で、お客さんも来ておりましたが、リピーターはかなり多いと聞いております。

先日、行かせていただいた折にも、河内長野市から来てはった方で月二回ぐらい来ると、昔から、もうできたときから来ておるんやということでした。ここの湯が私によく合うやということも言ってくれていましたし、大変そういったお客さんを大事にしていかなければならないのかなと思います。

そういうリピーターがたくさんいるのですけれども、新たに集客しようと思えばなかなか大変難しいところもございます。国道一六八号で霊安寺から丹原にかかる三差路のところ、御山のところの三差路ですけれども、あの辺にも大きな「きすみ館はこっちですよ」という看板があればまたそれも分かりやすいかなと思うのですけれども、国道一六八号沿いには看板が見受けられないという点もございます。その辺もちよつとまた今度いい方向に向かえば、看板等の設置もしつかりとPR活動していただきたいと思うのですけれども、もつと人がたくさん来れるような、いわゆるきすみ館周辺の魅力を集約した取組をしていかなければならないと思うのですけれども、あそこにあるのはもう五新線しかないと思うのです。いわゆる五新線の跡地、またトンネルを利用した取組ではないでしょうか。この五新線につきましては、土木学会の「選奨土木遺産」の指定候補に挙がっていると聞いております。選定されれば知名度も全国区となり、五新線への訪問者も増えるかと思えます。これを機会に真剣に活用を進めていただきたいと思います。

既に民間では、NPO法人五新線再生推進会議が、昨年度城戸で一千人規模のイベントを開催するなど、活用に対して先行して取り組まれておりますけれども、市はそれら団体と連携を取って進めているのか、教えていただけますでしょうか。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

民間との協力、協働ということですが、地方創生の関連事業の展開については民間活力との協力、協働、連携というのは必須であるというふうに考えております。

特に、五新線の活用関係の取組でございますが、本年度開催を予定しております、先ほど申しました未成線サミットや五新線のイベントにつきましても、当然行政だけではなし得ない視点やアイデアにつきまして、おっしゃっていただきましたNPO法人やまた地元の住民からアドバイスや協力をいただいております、連携は無理のない形で取れているのかなというふうに考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）五新線推進のNPO法人でございますけれども、今月の二十五日にも五條大学講座という、教育委員会の生涯学習課が中心となって進めていただいております。その講師の先生方にも五新線の先生方が入っていただいております。しっかりとその辺の民間、今市長公室長が申されましたように、自然な形でうまく連携を取っていくのが大事になっていくかなと思います。

そして、特にキーポイントなのはきすみ館でございます。きすみ館の改修工事の今後の予定について、市長公室長、分かる範囲で結構でございますので、教えていただけますか。

○議長（吉田 正）福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦）九番山口耕司議員の御質問にお答え申し上げます。

きすみ館の大まかなスケジュールでございますが、今年度、平成二十八年中に設計を終わりました、平成二十九年度中に議会の議決をいただきまして工事に着手する。そして三十年度の前半ぐらいにしゅん工し、試運転を経た後に営業を開始したいと、そのようなスケジュールで現在担当課とともに進めているというところでございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）分かりました。この平成三十年度、しっかりと目標を定めていただきまして、このリニューアルオープンときには、五新線の魅力も含めて城戸地域一帯を整備して五條市の新たな観光の拠点となるように努めていただきたいと思います。

市長には後ほどまとめて答弁いただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

五條市の将来は、今の若者が担うことになっておるということでございますけれども、職員を含めて市内の若者の育成については、どのようにお考えになっておるのか。

（三）の若者を育てるプランについて、市長公室長にお尋ねいたします。

○議長（吉田 正）福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦）九番山口耕司議員の御質問にお答え申し上げます。

若者を育てるプランでございますが、市内の若い方はもとより、市職員の若手も育てていきたいというふうに考えております。

まず、市内の若者育成というところでございますが、本年度から五條市学生版元気なまちづくり交付金を創設いたしまして、まちづくりに参画する機会を設けております。

また、市の若手職員に関しましては、例えば新庁舎整備のワーキンググループへ参画を促し、ランチミーティングなどを開催しています。ほかには、産業振興や移住者増につながる地域活性化策を競う、国の方で「地方創生・政策アイデアコンテスト」というのがございます。そちらへのチーム提案を促すなど、部や課などの枠組みを超えてそういう取組に自主的・主体的に参加してもらうよう進めているところでございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）若者を育てる、いわゆる五條市の一般にお住まいの方の若者、そして職員の特に若者もしっかりと育てていつていただきましたと思うのですが、具体的に今市長公室長がおっしゃっていただきました地方創生政策アイデアコンテストとかそういうもう既に取組を行った実績等あれば教えていただけますか。

○議長（吉田 正）福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

このアイデアコンテストですが、募集時期がもう少し先でございます、その募集に先駆けて我々勉強会を、職員対象に勉強会を予定しております。その勉強会を経て希望してきた若手を中心に議論を重ね一つの物を作り上げて、このコンテストに応募しようと、そういうような運びでございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）職員の方の資質というのですかね、こういった五條市をいい町にしていこうという思いを、またその思いを熱く持っていたために、この若い職員の方にしっかりとこういった取組を実施していただきたいと思えますし、それはあかんどということで頭から決して押さえ付けることのないようにお願いを申し上げます。

市長に、二番の地域創生事業について。(二)の各種団体との連携について。(三)若者を育てるプランについて。御答弁いただきたいと思います。特にきすみ館の改修を含め城戸周辺の整備方針についても市長に見解を求めたいと思います。

○議長(吉田 正) 太田市長。

○市長(太田好紀) 九番山口議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

地域創生事業ということで、特に若者に関しましては、いろんな形の中で意識を高めてもらうということで先ほど担当の方からお話がありましたけれども、いろんな形の中でいろいろな事業、いろんな形の中で国とか県がいろんなことをやっている形の中に参画をしていただいて、そんな形の中で勉強していただく、また逆に言えば、県の方に出自するとか、またいろんな形の勉強を、ここで味わえない、五條市で味わえない、いろんな形の中で勉強させていくということが大事であろうかなというふうに思っております。そんな形の中で、特に次の世代を担う、五條市を担ってもらう若者たちに関しましては特にそういう形の中で、これからもいろんな形の中で参画をしていただいて、より幅広い視野を持てるような、そういう職員をつくり上げていきたい、そういうふうに考えております。

そして、特にきすみ館のお話ですけども、先ほどからも五新線の話もありました。特にトンネルを利用するということも、これも整備をしなくてはならないということで、今国の地方創生の中でいろんな形の中で、これからいろんなお金が流れてくる、現実的に今五條市の財政力ではあのトンネルの改修というのはできない。今は状況 wait しているというのが現状であろうかなと。いろんな国からの施策が出たときにそれに合致するものを作って、あのトンネルの改修をしていきたい、そういうふうに考えております。

それまでにトンネルだけではなく、あそこの道路の部分においても桜を植えるとか、そういうことも今考えて進めておりますけれども、特に五新の、今いろんなNPO法人を立ち上げて、幻の五新鉄道ということで今頑張っているというところであります。それも私たち行政としてもバックアップをしながら、より活性化できるような、また地域と連携を取りながらやっていくということも大事であろうかなというふうに思います。それを踏まえて、そこきすみ館との連携をしなくてはならないのではないかなという、今いろいろと進めております。バイオマスということで、それだけでは確かに山口議員が言ったように、集客はできません。過去、当時を振り返りますと、旧のにしよしの荘があったときの温泉の質というのは大変いいと言われていた、まだきすみ館よりもいいと、同じ温泉なのになぜ違うのかなというように思いますが、たのですけれども、現在のところきすみ館は、確かに当初オープンときは七万人ぐらいの来場者が来たのが今は一万五千人ぐらいに減っているということ、大変厳しい状況だと、今そうしたらどの辺を目標に設定しているのかと、三万人とかいうことも言われておりますけれど

も、目標値を持つのはいいことだけれども、それに見合うだけの事業をどうしていくのか、ばくだいな改修をすることによって、それだけの費用対効果をどうもつていくのかということが大事であらうかなと。

そんな中で、今西吉野支所におきましてもバイオマスをすることによって、それ以外の健康増進、要するに温泉ですから健康増進ということ、あの近くに山々があります。そういうところで健康増進ということでハイキングコースを造ったりとか、またどういのですかね、一人当たりの単価というのがすごく低いと言われています。実際のところ六百円ちょっとしか一人の単価が出ていないというようなことも聞いております。その単価をいかに上げることができるのか。上げるとすれば当然温泉の入浴料のお金以外に飲物とかまた食べ物とかそういうことも考えていかなければならないということを今検討していただいております。

また、逆に言えば、地元とのコミュニケーションを図るために、地元の皆さんが作っていただいている朝市をしたりとか、月ごとにそういう地元との触れ合いということのイベントをするとか、四季折々の形の中でいろんなイベントをして、多くの皆さんに来てもらえる。多くの皆さんはそのときは来ていただいて、そこからリピーターをいかに引っ張っていくかということも当然大事であらうかなというふうに思いますので、いろんな工夫をしながら今現在進めていると、私は、今からやる事業に関しては採算の取れないものは駄目だということを強く言っております。だからその辺を踏まえて、採算性に乗るような形の中の事業展開ができるような体制をするようにということを指示しております。

今後、いろんな形の中で頑張っておりますけれども、また議員の皆さん方のお知恵も拝借しながらより多くの皆さんに来ていただいて、そして五條市の魅力が発信できるような、そういう体系を作るべくこれからも頑張つてまいりたいと思いますので、また御指導の方をよろしくお願い申し上げます。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）市長は採算を重視されているというのは大変よく分かりましたし、市長の地元でもございますので、大変その辺は市長が自ら地域に力を入れるというのは大変難しいところもあるかと思うのですけれども、このNPO法人の五新線再生推進会議をしっかり利用していただきたい。五新線をどうやって観光化、そしてまた利活用に向けての取組をコンサル等に依頼するのであれば、こういったNPO法人に考えていただいて利活用も推進をしていただきたいなと思うのですけれども、大変申し訳ない、NPO法人に対しては申し訳ない言

い方になるのですけれども、こちらがうまく利用というのですかね、申し訳ない言い方になるかと思うのですけれども、していただければ、そちらの方は喜んでやっていただけるかと思うのです。そんなにコンサルほどのお金も必要としないと思いますし、どうかよろしくお願いしたいと思います。

その辺、市長の考えはどうでございましょうか。

○議長（吉田 正） 太田市長。

○市長（太田好紀） 九番山口議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

大変現在のところNPO法人、要するに奈良先端科学技術大学院大学の新名教授が頭となっていていろいろと今展開をさせていただいております。またいろんなところに情報発信をさせていただいております。大変有り難いなど、これに関しては五條市としては補助金を出しておりません。いろんな形の中で応援をしているということですが、確かにこれから連携をするということは大変大事であろうかなと、特に今後においては、より密にしてあの五新線を踏まえて、あの辺りの、賀名生も踏まえてですけれども、あの地区からあの五新線の全体の構想を踏まえて城戸に至るまでの全体的な計画を持ちながら、特にNPO法人が今考えているのは、最終的にはあそこに列車を走らそうと、木質の列車を走らそうという夢を描きながら現在進めております。そういう形の中で夢を現実にすることも大切であろうかなというふうにも思いますし、その中で多くの来場者が来ていただけるようなそういう体系を作れば、私たち行政としても大変有り難い、そういう面ではお互い連携をしながらこれから進めてまいりたいと思います。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） どうかよろしくお願い申し上げたいと思います。

特に、土木学会の選奨土木遺産という話が出ております。これもしっかりとアピールをしながら進めていただきたいと思います。この土木学会というのも日本中に広まっており大変大きな団体でございます。そこをツアーとしての観光も、遺産をツアーとしてツーリスト等も動いておるようございますので、しっかりとその辺もアピールしながら、平成三十年にはきちっとした形を作り上げていただきたいと思いますし、この平成三十年というのは五條市にとっても大きな転換期になるかと思っております。そして先ほども市長もおっしゃっていただきました若者の意識を高める参画、そしてまた職員が幅広い視野を持てるような企画をどんどんどんどん若い人に委ねていただいて、

どうか若い職員を育てていってあげてほしいと思いますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

次の質問に移ります。

三、安心した介護保険の利用についてでございます。

先月、本市にお住まいで介護認定を受けている方より相談を受けました。「介護の保険を使って住宅改修のことやけど、立替払いの制度しかないの。なんで五條市の業者で工事してくれへんの。五條市の介護保険を使っているのに、五條市に税金納めている業者にしてもらうのが当たり前のことと違うん。」と尋ねられました。その方は、年金で生活をされ課税をされていない方でございます。

私は、こう答えました。「一時全額立替払いを行い、九割が後から帰ってくる償還払いと、一割のお金の支払いで済む、受領委任払いの二通りがあるんですよ。」と、また受領委任払い制度の実施を平成二十五年三月議会で私が一般質問を行い、低所得者対策として同年九月より実施が開始されたことを説明すると、「そんな制度は知らなかった、教えてくれなかった。」とこう言われた次第でございます。

あくびとつたらあかんがな。……………続けます、もうちよつと緊張感を持つてくださいよ。議長嚴重に注意してください。

そして、教えてくれなかったとこう言われて、住宅改修をした部分を見せてもらって、素人目でも、そんなに費用は掛からないと思った次第でございます。

そんなこともあり、介護保険制度における住宅改修について資料請求をさせていただきました。その資料請求に基づいて一般質問をさせていただきますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

(一)の住宅改修等の保険料の使用実態について質問をさせていただきます。

まず、年度別に償還払いと受領委任払いの年度別件数と金額をお願いいたします。

○議長(吉田 正) 稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長(稲次裕美) 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

償還払いと受領委任払いの年度別の利用件数につきましては、まず償還払いの方が平成二十五年度が九十七件、金額が七百四十二万七千九百五十二円でございます。平成二十六年度が百六十七件、一千二百三十四万三千五百九十三円、平成二十七年度が百七十九件、一千三百八十九万五千六百四十六円、平成二十八年度は、年度の途中でございしますが、現在のところ七十件、五百九十四万九千三百七十八円の実績でございます。

受領委任払いの実績でございます。平成二十五年度が五件、四十三万八千八百十一円、平成二十六年度が八件、四十七万八千六百三十三円、平成二十七年年度が二件、二十二万三千八百八十五円、平成二十八年度が二件、二十万五千七百十四円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）平成二十五年度の九十七件の七百四十二万七千九百五十二円、これは六月でしたかな、八月でしたかな、から実施になったから低いのだとこう認識しておりますし、平成二十八年度ではまだ今年度でございますので七十件しかないということでございます。

受領委任払いは全体的にかなりの低い件数になってございます。総件数、まとめてございませうかな、総件数と受領委任払いの比率とか、まとめてございませうか。

○議長（吉田 正）部長答弁できるの。稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

導入後の受領委任払いの比率でございますが、平成二十五年から現在に至るまで総件数に占める受領委任払いの割合が三・二パーセントに留まっている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）受領委任払いが始まってからの総件数が五百三十件、そして総金額が四千九十六万二千九百十二円、償還払いの件数、パーセントは今部長がおっしゃっていただいたように三・二九パーセントになるうかと思えます。受領委任払いのパーセントね、そして償還払いがほとんどで九六・七一パーセントという、少ないからこれでいいんやというふうにお取りいただかないでほしいと思うんです。先ほども申し上げましたように、そういった説明がなされていない場合もある、ほんまに受領委任払い、一割の負担だけで、お金だけで済むんやと思うことはまだ知らされていないと思うんですけれども、取りあえず数値だけ確認したいと思えますので、次の施工業者についてお尋ねしたいと思えます。

五條市内の業者、橋本市内の業者、他市町の業者、年度別の合計、受注件数、金額、割合等出ておりますでしょうか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十七年で申し上げます。平成二十七年の住宅改修のうち市外の施工業者によるものが百二十一件、約九百五十万円でございます。市内の施工業者によるものは六十件、約四百五十万円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 部長、今の調べ方、発表の仕方、市内の業者、いわゆるその業者というのは特定しなくてはならないと思うのですわ。いわゆる介護福祉用品の認定された業者、いわゆる福祉専門の業者、そしてまた一般の工務店の参入であったり、それは別個に考えていかなければならない、市内の業者で挙げていただいているのは、一般の工務店の業者の数も入っておるかと思うのですが、それは比較の対象にならないと思います。五條市の業者であれば一業者しかいないということも私は認識しておりますし、その辺の数を言っていただかないと比較にならないと思うのですけれども、もう結構です。私の方から言います。

平成二十五年度の橋本市の施工していただいている業者は四十一件、これは福祉用具とか福祉用品を斡旋している会社でございます。この四十一件というのは二百三十五万一千二百円でございます。五條市におきましては約百五万二千三百九十五円、他市町の業者は六十二万四千五百三十七円、業者外ということで工務店であったり設備屋さんであったり、それはどこにお住まいかというのはなかなか突きとめることができませんでした。ですので、その業者が三十四業者、三百八十三万八千八百一十一円、合計で件数が百二件となっております。ずっと各年度ごとに申し上げてもいいのですけれども、平成二十五年、二十六年、二十七年、二十八年、いわゆる合計した数を申し上げますよ。橋本市の業者におきましては二百三十八件、五條市では八十四件、他市町は六十一件、業者外が百四十七件、合計五百三十件。

金額別に申し上げますと、橋本市が一千五百八十九万二千三百十二円、五條市が四百六十二万七千二百四円、他市町が六十一件で四百七十六万三千五百三十八円、業者外といたしまして、一千五百六十七万九千八百五十八円、合わせまして四千九十六万二千九百十二円でございます。

部長、これ整合性があるか御確認願えますか。

○議長（吉田 正） 稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

議員がしてくださったことで、整合性がございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）ありがとうございます。

全部数字が合っておりますので、整合性は私もあると思います。

ただし、この情報提供をしていた数字に間違いがあれば間違いということでございますけれども。

これを比率に変えますと橋本市におきましては四四・九パーセント、金額にしますと、三八・八パーセントの金額が使われておると、五條市の業者にあたりますと、一五・八パーセント、金額は一一・三パーセント、他市町の業者が一一・五パーセント、一一・六パーセント、そして業者外、工務店とか設備屋さんの件数のパーセントは二七・七パーセント、金額は三八・三パーセント、これを足しますと、一〇〇パーセントになりますので、間違いがないと思います。こういった事実が明らかになってでございますけれども、（二）の利用者の立場から改善すべき事項についてでございますけれども、支払の制度、施工される業者についてと、そして適切な料金のこの三つに分けてさせていただきますと思います。

まず最初に、この支払の制度でございます。受領委任払いと償還払いがございます。ホームページを見ますと、受領委任払いの制度についてをしっかりと説明してくれていますわ。償還払いについての説明は、そういう大きな項目ではあがってこない、受領委任払いがいかに大変かということアピールしているようなホームページのお知らせの仕方でございます。付ける書類もたくさんございます。その辺もしっかりと改善をしていただきたい、もう時間がございませんので、その中身は申しませんが、どうかよろしくお願いしたいと思うのですけれども、一つだけ聞かせてもらいます。このホームページの件につきまして、いわゆる受領委任払いの説明はしているのですけれども、償還払いの説明はどのようになっているのか、教えていただけますか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

介護保険の住宅改修の費用の支払の方が、原則として全国的に認められておりますのが償還払いということになります。償還払いと申しますのは、一旦御本人様が業者に全額を支払っていただきまして、後で市の方から御本人様に九割を返させていただきます。それが償還払いと

いうことで全国的に行われているものになります。

もう一つの受領委任払いと申しますのが、平成二十五年九月から一部導入させていただいている分で、こちらの方は対象の方が限定されておりまして、非課税世帯に属される方ということになっております。御本人が業者に一割だけを払っていただいて、残りの九割を市から業者の方に払わせていただくという流れになります。

広報の方なんですけれども、通常行われるのが償還払いで、うちのように要綱を定めて対象者の方も限定させていただいて行うというのが受領委任払いになりますので、どうしても受領委任払いという一部の方を対象にしたものということで、あえてホームページに掲載させていただいているということになっております。

償還払いは通常の方なので、あえて広報が足りなかったということが反省点でございますので、今後また償還払いにつきましても、ホームページの方でお知らせさせていただかないといけないというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 償還払いという制度をなくせばいい話だけであって……。

一人でお住まいで、介護認定を受けられた方が二十万円近く、上限が二十万円ですので、二十万円近くのお金を常時自宅に置いておくとは考えられません。やはり誰かの手を煩わせて預貯金を引き出しに行き、自宅に保管し集金に備えなくてはならない。そのことで、どないしようということでは不安になる方もある、そもそも住宅改修の意義は今住んでおられるところで自立した生活を送ることではないんでしょうかな。

保険者の属する世帯の、先ほど部長がお述べの市民税が非課税であることが条件となっておりますので、この枠を取り払い、住宅改修の申請者全ての方に受領委任払いを適用すべきと考えるのですけれども、担当部長に所見を伺いたいと思います。

○議長（吉田 正） 稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、先ほども申しましたように、受領委任払いは低所得者の方への負担軽減の観点から非課税世帯のみを対象としておりますが、介護を必要とする全ての被保険者の方々の一時的な経済的負担ですとかを軽減させていただく観点から、世帯の課税状況にかかわらず受領委任払いの方法で給付を受けていただけるようにすることについて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）しっかりと検討していただきまして、御家族と一緒に住まいの方は別段いいかと思うのです。一人でお住まいの方が大金を移動させなくてはならないというのは大変な負担になるうかと思ひますし、一人でお住まいでもこの住宅改修を行っていただいて、その場所ですぐ長く住んでいただくというのがこの住宅改修の目的ではないかと思ひますので、その辺をしっかりと踏まえていただいて検討お願いしたいと思ひます。

次に、施工業者についてでございます。

施工実績でございますけれども、橋本市の業者が大変多くなってございます。どのような理由で四割近くもの業者がなさっているのか。いわゆる五條市で税金を納めている業者に施工していただくべきであると考えているのですけれども、部長はどのように思われますか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

市内には福祉関連の業者が先ほど議員もお述べのとおり一社、最近もう一社実績があつたようなんですけれども、それでも合計二社しかないため市外にある専門の事業者への依頼が多くなる傾向にあるというふうに考えております。

また、介護保険における住宅改修が、福祉関連の専門的な事業所でなければ実施できないというような誤解も一部あるのではないかとこのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）「知り合いの業者をお願いすると書類が大変やで。」と、「これだけの書類を書いてもらわなあきませんので、分かった業者にやっていただくと書類の作成も早いし工事が早く済みますよ。」というケアマネジャーの紹介があると、多々現場から聞いております。その辺はどう御判断されますか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

住宅改修の手続きの流れとしまして、まず御本人がケアマネジャーの方に住宅改修について相談を掛けることになります。介護保険のサービスを利用する場合は利用者様から住宅改修に限らず、まずケアマネジャーの方に相談がございますので、住宅改修についてもケアマネジャーに相談されて、原則業者選びについては御本人様と業者様との個人的な契約ということにはなるのですけれども、やはりお一人暮らしの高齢者という方になりましたら、自分では全く業者さんはどこに頼んでいいかわからないので、ケアマネジャーさんどこか早くしてくれるところはないかと、そういう自分が希望している工事内容について長けているところはどこでしょうかというようなことをケアマネジャーさんに相談する事例は多いかというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）住宅改修につきましては、階段の手すりであったり、滑り止めを付けたり、そしてお風呂にも手すりを付けたりすることではないでしょうか。それが特殊な業者が必要であるとは私は考えることができませんし、その専門業者でなくてはならないということは何もないと思います。で、書類作成のためにケアマネジャーが知らんだら私に任せていただけますかと、この業者が早いし上手に便利よくしてくれますよということを現場でおっしゃっていただくのは決して悪くわないのですよ、悪くはないのですけれども、それが余りにも他市町村の業者が多いというところに問題点があるということですね。

その辺を踏まえまして、五條市でそういった作業を行っていただくようにどこかの業者、組合、協会なりをお願いに行ったことはございますか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

私が知る範囲では、そういう依頼に行ったということはなかったというふうに認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）是非ともお願いに行っていたかと思うのです。四割以上、件数にしたら四五パーセントまでが橋本市でございますわ。そして他市町村を入れますと半分以上の件数がよその町や、市の業者に施工されておるということです。金額にしても同じですわ。半分以上

が五條市外の業者にお金を持っていかれていると、当然のことながら税金を納めている五條市の業者に、五條市内でやっていただくのが通常のお話ではないでしょうか。その辺をしっかりと見ていただいて、今までこれを誰も気が付かなかったのかなという、その辺も私疑問に思います。過去三年にわたってでございますけれども、介護保険というのはもともと前から、この住宅改修というのは適用になっておるかと思うのですけれども、その辺をしっかりと見ていただきたいと思いますし、もうこれ以上時間がございません、また別の場所でお聞きしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、施工金額の適正化でございます。

先日、住宅改修をさせていただいた家に行かせていただいた折に、三段の階段を付けるのに九万円掛かったというのです。九万円ですよ。一段三万円掛かっています、市長。これは誰が見ても高いやろというような判断をさせていただきました。この金額のチェックの体制、いわゆる施工業者からどういった手順で上がってきて、それを誰がチェックを行って、その工事を実施していただくのか、手順から教えていただけますでしょうか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

手順でございますが、住宅改修の検討が始まりましたら、事前申請というのを提出していただくことになります。その際には工事前の写真とそれから工事の内容が分かる平面図、それから工事が必要となる理由書、そういうものを付けていただいて、まず申請をしていただくことになります。申請を受け付けましたら市の方で理由ですとか内容を審査させていただきまして、工事に掛かっていただいても結構ですとかというような連絡をさせていただくことになります。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）金額が出てきますね、その中に当然ね。これが適正であると判断されるのはどの部署がなさるのですか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

当部の介護福祉課の方で判断させていただくことになります。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）そしたら今までの事例で、これは適正でないと行って返した事例はございますか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

見積額が適正であるかどうかという検証につきましては、御本人様と業者様から提出していただいた内容について工事を施工していただくという流れに現在はありません。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）質問と内容と答弁が違うのですけれども。

チェックされて、これはあきませんという事例がございますか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

現在のところ、そういう事例はないと聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）だから一段三万円の階段になってしまいうんですよ。その辺のチェック体制がない、業者から上がってきたままの値段をオツケーしている、許可しているということですね。これはおかしいですよという書類を今まで突き返したことがないということですよ、今答弁なさったのはね。そうですね。だからチェックはしているにもかかわらずその金額が適正であるかどうかというのは判断されていないというふうには取れるのですけれども、しっかりその辺もチェックできるような体制を構築していただきたいし、見積りも業者に言わせますと相見積りも三業者から取るかも知れませんが、業者自身が取り寄せる金額でございます。いかようにも書けるわけでございまして、施工したいところが決まっておれば、これより上に上げてやと言ったら何ぼでも、偽造ではありませんけれども、そういった相見積りの見積り

というのも信用できないものがございます。しっかりその辺、適正な体制を構築していただきたいとお願いを申し上げます。

時間もございませんので、今部長との議論を踏まえた上で、いわゆる支払いの制度、施工業者及び金額の適正化について市長に見解を求めたいと思います。

○議長（吉田 正） 太田市長。

○市長（太田好紀） 九番山口議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

支払制度につきましては、るる部長の方から説明がありました。いろんな形の中で、やはり考えるべきところは考えながらしなくてはならない。またいろいろとその状況を踏まえて今後も改善するところは改善してまいりたい、そういうように考えております。

また、先ほどの階段、一段三万円ということで、大変私もびっくりをしたわけでありまされども、このチェック体制というのを本当にしなくてはならないなど、現在そこまでやっていなかったということで、当然介護福祉課には技術者がおられないということもございましょう。そこへ配置するのが大変難しければ、建設課とかの技術者にちゃんと見てもらってやっていくという、いろんな仕事を、ちゃんと見積りに対してきちっと適正なものかという判断ができるような体制を今後構築するようにしてまいりたい。

山口議員が言ったように見積りしたからといってそれが適正であるかないかということがありますので、そこらは担当課と、また課を超えての連携を取りながら進めていくように、そういう取組を、今後早急な体制を整えてやってまいりたい、そういうように考えております。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 住宅改修の補助をしていただける上限は二十万円でございます。本人の住宅改修で、一生で使える補助金というのは二十万円でございます。これが高かろうが低かろうが業者から出された金額を支払わなくてはならない。ただそれが一割負担になるので本人にはそれほど高額な金額とは判断されにくいかもしれません。

しかしながら、二十万円の枠の中で、いかにどれだけ多くの工事ができるかということがポイントになってこようかと思うのです。介護認定を受けられたときにはまだ要支援であつたけれども、だんだん体調が悪くなつて要介護一、二、三と進んでいく上で今要介護三まで、自宅で見ていかななくてはならないような法改正となりました。そうした中で、住宅改修がもう既に二十万円を使つておれば、もう少しお風呂に手すりを付けたいという場合には、もうお金が使えなくなつてしまう。そういった経緯も踏まえて、しっかりと金額をチェックしていただい

て、本人の、いわゆる被保険者が、また介護認定を受けた方が住宅改修費を使って最大二十万円の効果を発揮できるような金額のチェック体制をしていただかなくてはならないと思いますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

次の質問に移ります。

最後の質問、後二十分でございますので、どうかよろしくお願いいたします。

地域公共交通についてでございます。

(一) 先進事例と本市の地域公共交通についてでございます。去る七月二十六、二十七日に京丹後市、近江八幡市の地域公共交通について視察に行っていました。

まず、京丹後市では、上限二百円の乗合バスが運行いたします。この乗合バスの取組前の状況としては、京丹後市の状況ですけれども、地域の高齢化による移動の不安、進むマイカー社会、一家に二台保有をしておる状況で、乗車人員の減少で、空気が運んでいないバス交通。乗って守ろうの利用促進策の効果はなく、バス交通がなくなるのでは、また市の財政を圧迫してしまうのではないかと、市長の心配で、庁舎内にプロジェクトチームを発足させ「路線バス再生」の道を選んだ。こういう経緯がございます。

取組の状況なんですけれども、二百円バスの運賃にしたのは、アンケートを取った結果、三百円以下の声が多く、平均運賃は三百八十円から三百八十五円、最大の料金が掛かるのは一千二百五十円というふうになっており、二百円にしたのは実証運行を行った結果、二百円ということにしたそうです。この二百円として八路線で実施していた乗車数が一度に二・三倍になり、運賃収入も一・三倍になったという税金の負担については、市の支出が減り、利用者が倍増したため公費投入の意義が増したと、市民との協働で、住民がバス停のベンチを作成したり、高校生がバス停を作成し、またショッピングセンターが待合所を設置したりする、また同じく待合所に地元デザイナーの無償の提供があったりしておるそうです。

いろいろな会議やアンケート調査を実施して、そして改善を重ねて、二百円あれば移動できる、地域の安心ブランドとなったということでございますね。ここの京丹後市のバスの時刻表、五條市と違ってものすごく立派な時刻表、何枚にもわたる時刻表が掲載されています。立派な時刻表でございますけれども。

また、タクシー空白地域にEVタクシーといって、平成二十六年七月十四日より、網野町・久美浜町地域に実施したということでございます。各町域内の運行として、乗車の場合の行先方面は、京丹後市内全域そしてまた隣の豊岡市の市街地域までに運行を限定したということです。

ございます。初乗りは五百円、町境を越えるたびに二百五十円がプラスされるということでございます。特に人の輸送に加え、サービスとか物の搬送も可能になった、ちよつとあそこで買物をしてきて、こんなもの買って来てよとかいうことにも使えるようになったということでございます。

また、近江八幡市に行かせていただいております、市民バスの運行は平成二十年四月に近江八幡市の三コースから開始した市民バスの運行については、平成二十二年三月の合併を経て現在では十二コースへと拡大して運行しています。全十二コースとも、各公共交通空白地域から、市役所・総合医療センター・JR近江八幡駅北口の主要なバス停にアクセスさせることによって、市民の重要な交通手段として定着してきたそうでございます。年々利用者も増加し、平成二十四年度では約十万五千人の利用があつたそうでございます。

運賃は、普通運賃ですけれども、区間均一で一乗車二百円、障害者及び介助者、小学生については百円、乳幼児は無料となっております。回数券については、二千円券、二百円十一枚と百円券一枚、一千円券については百円券十一枚と五十円券一枚、かなりサービスがいい回数券になっています。また、六十五歳以上の方には二百券をもう一枚加えた二千円券を販売しておるといふ、高齢者にも対応しております。特徴のある一日乗車券はどのルートでも乗り放題で五百円、ワンコインで乗れるということになっています。

運行日は、本市と同様に平日運行となっております。

乗車時間については、各コースによって若干異なっておりますけれども、朝七時四十五分から夕方の十八時五十分頃まで運行しております。ということでございます。

バスの定員は、一路線のみ十九人のマイクロバス、そして後は十二人乗りのワゴン車となっております。

また、バス停のハイグレード化とか、いろんなことに取り組んでおいて、地元の商店街や近隣の業者の協力を得て広告入りのベンチの作成や、近江八幡市は沖島という島も入るそうでございます。沖島の補助金が出るそうでございます。沖島から通船と路線バスと市民バスのダイヤ調整を行って今ようやく離島基金が出るようになってから連結が上手くいくようなバスを運行させる予定となっております。今報告をさせていただきましたが、京丹後市、近江八幡市は、市民の利便性を第一に考え、改良を加え市民の足の確保を行っています。特に市民に対する交通空白区という考え方はバス停から五〇〇メートル離れている方が空白区という考え方を持っていりました。本市においても一日も早く構築を目指すべきであると考えているのですけれども、今後の構築について、担当部長に尋ねたいと思います。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

先進地ではそれぞれその市に合った、地域性に合った交通体系を作っているように今伺いました。

五條市の公共交通でございますが、体系といえますか、五條市としては、五條バスセンターを交通の拠点といたしまして、その拠点に向けてコミュニティバス、デマンド型の乗合タクシー、路線バスなどで、まず五條バスセンターまで来ていただけるといいうように設定をしておるといところでございます。その五條バスセンターから、さらに乗り換えていただいて、例えば南奈良総合医療センターや、もしくは福神駅、いわゆるほかの地域へ行つていただくというふうな方法を取っておるといところでございます。

改善していくということでございますが、例えばそのルートに関しまして、今年度二回ほど担当職員が乗り込んでアンケート調査を実施しております。その中で幾つか質問の中で答えていただいた大きな改善点というところがございますと、多くの方から、例えば病院から最終便をもう少し遅くしてほしい。また増やしてほしいというような回答をいただいたところでございます。

アンケート調査のみならず、五條バスセンターとか南奈良総合医療センターでコミュニティバスを待っている利用者の方に直接お話を聞いたところ、やはりもう少し遅い便にしてほしいというような声もいただいておりますので、その辺から対応していつて、五條市の交通体系、五條市の公共交通の形というのを作っていききたい、そういうふうと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） もうその交通体系の形は見えておるかと思うんですよ。

今度庁舎が旧五條高校の跡地に移転した場合に、交通体系ができましたよと言ったときにはもう遅いんですよ。平成三十二年では遅い。この一、二年の間にはしっかりと交通体系を構築した上で、ここの庁舎にはこういった形で行けますよという形を作っておかないと庁舎ができてからスタートでは駄目だと思います。

何度も今まで質問させていただいておりますので、その辺のことはしっかりと、市長公室長はお分かりになっておると思うのですけれども、地域ごとにはしっかりとまとめていただいて、そこにデマンドを走らせる。その地域をしっかりと囲んでいただいて、そのデマンドを一つの五條バスセンターならバスセンターに集約をして、そして南奈良総合医療センターとかに行くという、このルートをしっかりと確立しなくてはならない。

今、実証運行をしていただいております二見・上野そして釜窪の方面でございますけれども、そういったお金を掛けないで、一日一回行ったら五千円余りのお金が掛かるというのはとんでもない方式でございます。お金を掛けないでデマンド型の交通体系を構築していかなくてはならない。そういったところで奈良交通株式会社ともしっかりと協議を重ねて、そしてまた住民の意見を聞きながら進めていただきたいと思うのですけれども、特に病院に行っておられる方、家族の見舞いに行くのに土・日の運行がないと、大変困っておると、タクシーで行けば三千円以上掛かるという話でございますけれども、土・日、祝日の運行についてはどのように今お考えでございますか。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 九番山口議員の御質問にお答えいたします。

土・日の運行でございますが、現在、まだ、正直に言います。検討にもよう入っていないという状況でございます。
以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 後七分でございますので、もう多くのことは申しません。夕方の時間も七時頃まで運行できるような協議も重ねていただきたい。よろしくお願いしたいと思います。

ある方の話、大阪まで毎日通勤される方なんですけれども、雨が降ってＪＲが運休となった場合に乗り換えバスが運行されると、運行されたバスにたまたま乗ったそうです。今井辺りで「この奈良交通株式会社のバスは五條市の補助金により運行されています。」というアナウンスが流れるそうです。大変寂しい思いをしたということを言われていました。ですので、もう一度、奈良交通株式会社とも協議し、ＪＲとも協議をしながらいい形の通勤、通学のラインの確立をしていかなければならないと思うのですけれども、大変無謀な話かも分かりませんが、ＪＲ線も、ＪＲ線を走っています和歌山線、これが大変乗り継ぎが悪くございます。近鉄の吉野口駅にしても橋本駅にしても大変乗り継ぎが悪い、一時間近く待たなくてはならないときが多々ある。その大変不便なときに五條市として臨時列車、いわゆる貸切りのような形で運行させることは可能なのかどうか、いわゆる増便ですね、増便をさせるのは可能なのかどうか、教えていただけますか。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

ＪＲの増便という件でございますが、十年ほど前に何回か五條市側とＪＲで協議をしたという経緯がございます。そのときの話でございます。

すが、全体的に和歌山線というのは利用客が少ないので増便というのは非常に難しい、現在ある便数を確保していくというふうな話が出たというようなことが記録に残っておるところでございます。ただ、これから新庁舎の整備がございまして、五條市の重要なまちづくりの事業でございます。今後はその旧五條高校跡に新庁舎を造るということで、駅前整備も含めまして、当然ＪＲというのが非常に重要な交通の手段になってくるかなと思いますので、その辺のところはＪＲとも利便性がさらに良くなるように協議を進めてまいりたいというように考えております。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正） 山口議員、後五分でございます。九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 増便ということは十年前に話をしたけれども、金額の詰めとか、そういったことはされていないということです。一度テールに乗せていただいて、これだから駄目なんだという答をいただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

最後に、市長に地域公共交通についての、これからの取組の見解をお聞きます。

○議長（吉田 正） 太田市長。

○市長（太田好紀） 九番山口議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

先ほども部長の方から説明ありましたけれども、公共交通、本来に通院ラインということで奈良良総合医療センターの方に行っています。この名前自体もちょっと私はいかがかなという思いを持っています。というのは、病院に行くだけでなく、福祉から通勤者もあるということ、当然時間帯、先ほども言いましたけれども、夜の時間帯がないという不満の声も聞いているということを実際検証してアンケートも取っております。また今後その体制がきちっとできてから、先ほど山口議員が言ったように土・日のことも考えていかなければならない。まずは平日の分に関して、まず確立がちゃんとできていない。それをきちんと明確にして病院もしっかりですし、通勤、通学、いろんな面に総合的な判断をしてこれからやっていかなければならない。それと乗り継ぎの問題も踏まえます。

また、ＪＲに関して、これ本当に、今後新しい体育館ができるということで、また利用者の問題も、乗り降りの問題も出てきます。またバスを出すことによって近鉄線に余力を注ぐと、今度はＪＲ線に対しての支障が出てくるということも言われています。実際バスを出すことによって逆に流れが変わってしまうということで、良いことをしながら逆に今度はＪＲ側に圧迫をしようという状況になるということで、これは実際の話、大変難しい中ですが、総合的な判断をしながら今後協議をしてまいりたいというふうに考えています。これは市民

の足ということで当然大事なことで、今後においてはいろんな皆さんの意見を聞きながら、またアンケートを取りながら、そして毎年毎年実際やっておりますけれども、それを見直すということをしながら、最終的には皆さんが納得できるような形になるように努力してまいりたい。それを毎年毎年考えながら一つ一つ頑張っていけます。

よろしく願います。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）JRの圧迫になるというお話、市長にいただきましたけれども、市民の圧迫にならないように、住み続けられるための足の確保をお願いしたいと思います。

それでJRが撤退してしまうようなことがあれば大変厳しい話にもなってしまうかと思うんですけども、市民の足が大事でございます。鉄道もしっかりと活用しながら五條市の活性化をやっていただきたい。

そして、先ほども質問させていただきましたように、若い人たちの意見を取り入れるというのも大変重要なことでございます。これは市長のリーダーシップと、またトップダウンの言葉によって若い職員がやる気を出すと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田 正）以上で、九番山口耕司議員の質問を終わります。

昼食のため、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時二十八分休憩に入る

午後零時五十八分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確をお願いいたします。
一般質問を続けます。

次に、六番、窪 佳秀議員の質問を許します。六番窪 佳秀議員。

〔六番 窪 佳秀質問席へ〕

○六番（窪 佳秀）議長から発言のお許しをいただきましたので、一般質問を通告のとおりさせていただきます。

冒頭に八月三十日夜から三十一日に掛けまして、台風十号による暴風雨の影響で岩手県や、そしてまた北海道では甚大な被害が発生いたしました。被災されました方々にはお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方々に哀悼の意を申し上げますと思います。

また、いまだ行方不明の方々には、一日も早く発見されることをお祈り申し上げます。

台風十号は地球規模の温暖化、そしてまた気象変動により日本列島近くで発生し、迷走を重ねた末に、東北地方、そして北海道に上陸し、従来の対策が講じられない想定外の天災でありました。特に岩手県岩泉町の高齢者グループホーム楽ん楽んでは、高齢者九人が濁流に飲まれ亡くなり、災害弱者を守るという上に重い課題が突き付けられました。

それでは、一、防災行政について。

（一）避難時の災害弱者支援対策について質問をいたします。この質問につきましては、平成二十六年三月議会に私が質問をいたしました。災害発生時におきましては、地域の中での高齢者、そして障害者、乳幼児、そして日本語が不自由な外国人といった自力で避難が困難な人、災害弱者に対し政府は二〇〇五年、災害時要支援者の支援ガイドラインを定め全国の自治体に災害時の要援護者の名簿の作成や避難支援の取組方針を策定するように呼び掛けてきたのが過去の現状であります。そのときの答弁の中で、五條市においては避難行動要支援者検討委員会を設置したとありますが、委員会での検討内容等進捗状況についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十五年度に開催いたしました当該検討委員会の検討内容といたしましては、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、自ら避難することが困難な方が、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する方に対する避難支援について実効的かつ効率的に維持するための方策について検討されました。その結果を踏まえまして、平成二十六年度には防災会議を開催いたしました。避難行動要支援者の避難支援計画が新しく本市の地域防災計画の中において反映されたとところであります。

以上が当該委員会での検討内容及び進捗状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正） 六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） その後、今言われましたとおり避難行動要支援者の避難支援計画、これが本市の地域防災計画の中に反映されているというような内容であったかと思えます。その検討委員会で検討された内容を本当にこれから計画で終わるのではなく、次のステップ、これを実行に移していただきたいなと思えます。計画を作ればおしまい、そういうことのないように次のステップによりしくお願いいたします。

そして次に、そのときの同じ答弁の中で、避難行動要支援者台帳システムを導入し、台帳作成と運用を図っていくことでありますが、進捗状況についてお聞かせください。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほどの山口議員の御質問にも回答させていただきましたとおり、避難行動要支援者名簿につきましては、地域防災計画に位置付けられた後、平成二十六年十月に台帳を作成いたしましたして、順次更新しているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正） 六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） そういうような形の中で、次のステップとして、台帳システムの構築を図っていただいたということです。

そしてまた、災害弱者に対しまして、避難情報の提供の同意、そういうものも必要な中に台帳を整備したということですが、先ほども申しましたですけども、計画があればいいというのではなし、計画が終わればおしまいというのではなしに、次のステップ、そしてまた避難行動要支援者避難支援計画に基づいて、その中におきまして、要支援者の情報、このデータベース化を行い、そしてまた平常時の情報収集、そして整備及びデータの更新は大変重要であり、防災関係者に名簿情報と地理情報の提供は素早い対応が行えるということの中では一歩前進したかなと思います。

ところが一方、要支援者というのは自力で避難ができない、誰かの助けが必要である方ばかりであります。言い換えれば、そういう人たちが災害弱者、つまり避難要支援者となるわけであります。そういう人たちにどう支援していくのか支援体制の確立が一番重要であります。

先日、台風十号が岩手県・北海道であった後、市内の一人暮らしの方々から、私どこへ避難、誰かが連れてってくれるのかな、どこへ避難

したらいいのかなというような話を聞く機会がございました。そういう形におきまして、それぞれ高齢者、そして自力で避難できない人たちは心細く思っておるのが今の現状かと思えます。

現在の計画している支援体制について、お聞かせください。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

整備をいたしました台帳システムにおける避難行動要支援者台帳のデータにつきましては、五條消防署に提供いたしました。消防本部の一九番を受信する指令台に反映させていただき、お互いに情報共有を図り災害時にはいち早く駆け付ける態勢を確保しているところであります。

また、警察にも、有事の際にはすぐに台帳の提供ができる体制を整えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正） 六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 今の答弁の中にも消防本部の一九番の指令台、そして有事には警察にも台帳は提供できるような体制を取っておること、その情報共有を図っていたいて、災害時にはいち早く駆け付ける体制、この確保も重要であります。災害が発生する可能性があるときには、そういうような防災機関、例えば警察、消防、消防団、そういうものにつきましては、本当に要支援者に支援するのに手が回らないことが大いに予測されます。このような場合の支援に対する、共助の重要性和計画が大切であろうかと思えます。

避難行動要支援者台帳システムにより常に新しい情報を関係機関が把握し、そしてまた管理をしても支援者が誰なのか、介護の程度はどれだけか、この人の障害はどういう障害を持っておるのか、そしてまたどの避難所に避難をしたらいいのか、こういうことを計画しておかなければ、幾ら整備がされていたとしても、意味もないかなと思うわけでございます。

支援者を検討する前に大きな課題があることは承知しております。特に個人情報、これの制約等もあることから、各市とも十分に対策が進んでいないのが現状であると思えます。しかし難しいから取組が遅れているのは何の対策も進まない。一番望んでいるのは要支援者であり、災害弱者であるわけです。家族だけでは避難させられない人たちであります。そういう望んでいる人から同意、そして承諾を得るのはそう難しいことではないと思うわけです。その名簿ができていけば文書で該当する方々に「避難時の支援を希望しますか。しなくてもよろしいです

か。」そのような形の中の記入をしていただいて、そして希望する人には「あなたは誰に支援をしてほしいですか。」というようなことを聞き出す。これは本人からですので、個人情報うんぬんは関係ないと思うわけでございます。そういう本人から聞き出して、誰に助けてほしいのか、そういうところから検討をしていたらなと思うわけです。多分そういう方々は普段から親しい人、そして協力してくれそうな人、こういう人を希望すると思うわけでございます。そこにおいて、担当部署が仲介というのか介入をしていたらいて、そしてその方々に支援をお願いすると、そういうところから出発してはいいかがかと考えます。その輪が支援してほしい人たちから口コミで広げて、そして自治会で検討するように働き掛けをしてみてはどうかと思いますが、担当課の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

災害時には消防等の機関だけではなく、お隣、近所での共助を基にした助け合いは、非常に大切なことと認識しているところでございます。本市の計画には、災害時に自主避難行動を取ることができない要支援者を対象として、要支援者ごとに避難時の助けを行う支援者を事前に取り決めておく項目が置かれているところであります。

今後の計画としましては、要支援者ごとの個別の避難計画の作成に向けまして、要支援者及び支援者の両方の理解を得ることが必要であると考えますので、今後検討委員会を開催いたしまして、福祉部局と役割分担をしながら、また、自治会や地区自主防災会並びに地域福祉の要となります民生委員やケアマネジャーとも連携を深めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正） 六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 今後自主防災会やそして地域福祉の要となる民生委員、そしてまた、ケアマネジャーそういう方たちと連携を深めていくということ、これも重要であります。大切なことは、住民たちが自らその人たちを支援してやろうよというその盛り上がりが一番大切であるかと思えます。担当部署そして市からの押さえ付けの指導、これはかえってマイナスになる。そのマイナス要因というのはいろいろあるかと思えます。縛られる、例えばこの人を支援する、支援するとなったらあなたは一年三百六十五日二十四時間おってくださいよ。行く場合のけがのことであるとか、いろんな形の中で、行政側から押さえ付けの指導というのはかえってマイナスになろうかと思えます。やはり大事なことは、住民が自ら助けてあげようよと、そういうような盛り上がり、こういうのを今後大きく輪を広げていっていただきたいと思います。

す。

先ほども申し上げましたですけれども、何千人いる、何千人いるのか分かりませんが、災害弱者と言われる方、そういう方全てを最初から完璧にこうするんやというのは無理が生じてくるかと思えますし、なかなか前に踏み出すことができません。今できることから取り組んでいただきたい。それは先ほども申し上げましたですけれども、そういう支援者が自分からこの人に支援をしてほしいというところからでしたら今からできることではなからうかと考えますので、よろしくお願いいたします。

そして、その事前の支援対策で、一番大切なのは要支援者本人の同意、そして承諾、これはいただける方はよろしいんですけれども、ただけない方、そしてまた側にそういう該当支援をしてくれる人がいない場合はどうするのか、つまり支援をしていただく方々の確保であります。地区の民生委員、地区の自主防災組織だけでは不十分であろうかと思えます。やはり地区に精通している単位自治会、こういう自治体の自治会であると考えerわけです。単位自治会に協力を求めまして、そして支援者の発掘、これをしてはどうかと考えます。地区の中には元氣な消防団のOB、そして役所とか会社等で防災関係に従事してきて退職しておられる方、こういう方々が必ず近くにはいるかと思えます。そういう人たちの協力を求めているかかなと思うわけでございます。

最近、地区においては自治会に加入する人が減り、そしてまた自治会を脱退する人もいると聞いております。防災のためにも自治会に加入促進の効果も期待できるわけでございます。担当課の御意見をお聞かせ願いたい。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

現在の計画では要支援者対策として、まず自治会や地区自主防災会並びに民生委員やケアマネジャーを通じまして連携を深めたいと考えているところでございます。

また、防災に関する共助を推進する観点からも自治会への加入につきましては、担当課と連携を取りながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正） 六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） そういうふうによりリーダーシップを取りまして、そして防災を通じて、地域の絆、これを再度復活させていただきたいと

思います。是非ともそういう検討をお願いしたいと思います。

次にですけれども、そういう人たちの避難所、つまり福祉避難所が必要となつてきます。現在の取組をお聞かせ願いたい。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

災害発生時におきましては、一般の避難所では対応が困難な避難者の受け入れ先であります福祉避難所との連携につきましては、従来より各既存の福祉施設へお願いをしているところであります。

今後とも、新たな福祉避難所の確保や内容充実などを図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正） 六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） もちろん災害弱者につきましては、避難所というのは本当に介護が必要な福祉避難所、これが当然必要であろうかと思えます。岩手県岩泉町の高齢者グループホームでは自力で避難できない高齢者を限られた職員で避難させるのは難しいという形の中で報道されています。そういう施設に災害弱者、これの避難が本当に受け入れができるのか。協定は結んであるが、本当に少ない人数の中の高齢者施設で受け入れができるのか。できなければ施設において職員以外の協力者は何名必要なのか。またどういった人が必要なのか。やはりこれは実際に訓練を重ねまして、そして今後の検討課題、こういうのを見つける必要があると思いますが、担当課の考えをお聞かせ願いたい。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

今後の検討課題ということでございますが、福祉避難所である各福祉施設におきましては、独自に施設内での高齢者の避難訓練等を実施しているところと聞かれています。

大規模災害時には協定締結している福祉避難所の受け入れ体制に対する訓練につきまして、まだまだ課題があると言えます。各福祉施設の各種訓練等に参加する形で、お互いに連携を取りながら対策を検討していきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正） 六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） もちろんそういう高齢者施設内においては法的にもそうですし、そして施設内でも当然命を預かっていることでございますので、訓練は多くしていると思うわけですけれども、僕の知る限りでは、僕の場合は地元によろば福祉施設がございまして、地区とそしてその福祉施設と福祉避難所としての協定を結んで、そして訓練を実施しております。そのときには地域の者が車椅子に乗ったり、そしてまた担架、ストレッチャー、そういうようなもので運んできたりという形の中の訓練をして、そしてその人が来た場合にはまず施設のどこに入れるんや、まず玄関ロビーに並べようかと、玄関ロビーのところにそういう地区からのそういういろんな想定をした健常者ですけれども、そういう人が要支援者となって訓練しているわけですけれども、そして、この人はどこどこ、この人はどこどこ、そしてそれを玄関のところに集めて、そしてトリアージ、この人はどこの部屋がいいやろ、この人はどがいいやろというトリアージをして、そしてするというような形の訓練は自分とこの地区ではやっているわけですけれども、そのときにも何回も訓練しているうちに、本当にこんなことできないなあ、これは無理やでというような、いろんな形の検討課題、これは訓練が一回終わるごとに課題が違ってくるわけです。そういうような課題を見つけて、そして次の課題を克服して、また新たな課題を見つけ出すというような訓練をやっているわけですけれども、これも多分五條市ではそこだけ違うのかなと自分では思うわけですけれども、今後やはりこういう協定だけで、協定をしてあるからというだけではなしに、やはりそこを五條市として、ここの福祉避難所にはどういう方が避難するのかと、一遍やってみようかという形の中で、訓練が一番やはり大切であろうかと思えます。

そういうような今後の検討課題を見付け出す、そういう意味も踏まえて訓練を重ねていって、そして万一の場合に備えていただきたいなと思っております。

そしてまた、岩手県岩泉町の高齢者グループホームでは、施設側ですけれども、この方々が避難準備情報の意味が分からなかったと報道されていきます。前の一般質問でも申し上げましたですけれども、防災用語、これはかなり難しい言葉と言ったらおかしいですけれども、難しい意味の分かりにくいような形のことになっておるわけでございます。高齢者、そして子供にも分かりやすい啓もう・啓発、これの検討が一番大事かと思えます。

先ほども申し上げましたですけれども、そういうような高齢者グループホームでさえ避難準備情報の意味が分からない、そういうような状態、五條市にもそういう方々がたくさんいるかなと思えます。

災害は、場所・時、そして種別に関係なく発生します。いかなる災害にも適応できる体制、これが必要であることは最もでございますが、

なかなか一長一短にはいかない面があるわけでございます。まず予測ができる台風・集中豪雨、こういうようなところの体制から充実していただいて、そして訓練を重ねて、その応用をいつ発生するか予測できない地震等の災害に備えてはいかかと思いますが、最後になります、市長の考えをお聞かせください。

○議長（吉田 正） 太田市長。

○市長（太田好紀） 六番窪議員の質問にお答え申し上げます。

避難時の災害弱者の支援対策、またそのいろんな避難場所において、いろいろなことが想定されます。窪議員におきましては当然過去には消防長というそういう重責を担ってこういう質問をしていただいて、まずそのことを熟知した中で質問をしていただいて、思いますけれども、想定できる部分と想定できない部分が当然あるのかなと思います。そんな形の中で訓練は絶えずやっているわけであり、すけれども、それが訓練したからといって一〇〇パーセント完璧なものでもないということも十分理解しています。何回も繰り返し、また検証し、またそれによって分かったことを次のステップにするという、そういう繰り返しをすることによって、より一〇〇パーセントに近い訓練になっていくのではないかなというふうに思っています。

そんな形におきましても、行政として、また地域と、また福祉施設、またその地域の住民の方々、また消防団や消防署を踏まえていろんな形の中で連携しながらお互い助け合いをしながら、そのことには取り組んでまいりたい、そういうふうに考えています。

今後ともいろんな形の中で想定される部分、想定されない部分に関しては、より精査を加えながら前向きな形の中で市民の安全・安心、また弱者の皆さんに対しての安全を確保してまいりたいと考えております。

以上です。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正） 六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 全て初めから完璧ということはないかと思えますけれども、今できること、そして今やらなくてはならないところからまず手を付けていくということが大事かと思えます。

先日、報道されておりましたですけれども、先ほと言いました避難準備情報の件ですけれども、東京の町田市では避難準備情報という言葉が分かりにくいという形の中で、新たに地域防災計画のところにつけ加えまして、避難準備情報の後に、「もう高齢者の方は直ちに避難してください」と、こういう文言を付け加えて避難させているそうです。だから準備情報うんぬんというのはなしに、高齢者、そういう方々に

は東京町田市のように「直ちに避難してください」という言葉を付け加えてはいいかなと思うわけでございます。

それは災害弱者には早い避難、これが最も大切であります。日頃からの心掛けを市民の安心・安全につなげる、そういうことを念頭に対策を講じていただくようお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

(二) 五條市総合防災訓練についてです。

今年度の五條市総合防災訓練は、先の六月十五日の議員全員協議会において総務省の消防庁が主催する緊急消防援助隊の近畿ブロック訓練、そしてまた関西広域連合の主催する関西広域応援訓練、また奈良県総合防災訓練と連携して十月の二十三日に実施するという報告がありました。そのときの報告では訓練内容のシナリオについては奈良県において協議中で、説明することができないとのことでしたが、その後の状況について御報告願います。

○議長 (吉田 正) 山本危機管理監。

○危機管理監 (山本修二) 六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

今年度は近畿府県合同防災訓練が上野公園を中心として開催されることになっております。これは関西広域連合主催の関西広域応援訓練、奈良県主催の奈良県総合防災訓練及び橿原市を主会場にし、上野公園をサブ会場にして開催いたします総務省消防庁主催の緊急消防援助隊近畿ブロック訓練などが十月二十三日、日曜日に実施されます。

五條市防災訓練につきましては、これらの団体と連携を図るため同日に実施することといたしました。

訓練内容の詳細につきましては、先の六月十五日の議員全員協議会以後に、奈良県におきまして各関係機関から、それぞれ実施できる訓練内容について提案させまして、それをビルドアップするという方法でもって整理され、県で調整を行ったところであります。

主な訓練内容についてであります。緊急消防援助隊につきましては、二十二日から宿営訓練、二十三日には、大規模火災消火訓練、土砂災害救出訓練などの消火、救助訓練をブラインド式にて訓練を行う予定でございます。また、五條市消防団及び十津川村消防団、野迫川村消防団も奈良県防災訓練のFブロックのメンバーといたしまして、緊急消防援助隊の訓練に参加を予定しております。

自衛隊につきましては、大型・中型ヘリコプターによる人員輸送訓練・孤立集落救出訓練などを予定しております。

近畿府県合同関係の活動につきましては、五條市と連携した避難所設営訓練、ライフラインの復旧訓練、災害時の健康危機管理支援チーム、いわゆるDH EATでございますが、防災展示・啓発の部分を計画しております。

本市といたしましては、避難誘導訓練、ペット同伴可能な避難所開設訓練、また各ブースにおきまして炊出訓練や給水訓練などの訓練を予定しております。

以上の内容につきましては、第二回目の全体会議において、訓練タイムスケジュール及びレイアウトの提示や会場視察が行われると聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）なぜこの質問を行ったかと申しますと、そのときにも話が出ておったと思いますけれども、皆さん御存じのとおり、当日、この日は市の地方祭と重なりまして、どの地域においても手伝いをする人、そして協力してもらう団体が多くいる現状で、訓練内容如何により地方祭の開始時間を遅らすとか、そういうような形の措置が必要であるからであります。

また、地域住民やそして自治会、消防団にとって祭と防災訓練と両方に参加することになり、支障が出ると考えられますが、どのような対策をされたのか、お答え願います。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

市民の皆様方への周知ということでございますが、まず市民の皆様方には七月の広報五條でお知らせをいたしまして、さらに十月の広報五條に掲載を予定しております。また、九月の奈良県広報紙で、市民・県民に周知しているところでございます。

次に、六月二十日には奈良県神社庁五條市支部長に説明を行い、続いて、霊安寺・北宇智、野原、宇智の市内代表宮司にそれぞれ説明を行い協力をお願いいたしました。

今後につきましても、随時情報提供を行うこととなっております。

また、訓練参加者につきましては、防災訓練終了後、速やかに地方祭へ参加していただけるよう配慮してまいりたいと考えております。

消防団員につきましては、五月十六日の分団長会議におきまして日程の報告を済ませ、十月初旬予定の団幹部会議で詳細説明を行う予定でございます。

また、各団体への説明につきましては、六月二十四日自治連合会会合にて説明を行うとともに、日赤奉仕団や民生児童委員の会合におきま

しても、説明を行いまして、協力をお願い申し上げたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）訓練ももちろん大切、そして地方祭も地域の伝統や文化を継承する重要なイベントであります。

今後、詳細なシナリオ、タイムスケジュールが確定したならば、関係者に連絡をお願いしていただくよう申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

大きい二番、要望書についてです。

自治会等各種団体から市に対して要望書の提出がたくさんあると思われませんが、市としての提出された後の取り扱いをどうしているのか、お聞かせ願いたい。

○議長（吉田 正）山田理事。

○理事（山田和宏）六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

自治会等から市へ提出されます要望書につきましては、地域政策課が窓口となりまして受付をいたしております。要望内容の確認を行い担当する部課長に通知をいたしております。

また、通知を受けた担当部課におきましては、要望内容につきまして、検討し、文書あるいは面談等によりまして回答を行うとともに、地域政策課に対しまして、その内容の報告を行う流れとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）そういう流れ、それは提出されたときからの流れかと思うわけですけれども。

提出した関係者、自治会も踏まえてそうですけれども、そういう関係者の方々から「自治会から提出した要望書はきちっと処理されておるのか。」ということをよく聞かれます。特に私も今単位自治会の自治会長をしております、そういう会合で「要望書というのはどないされとんで」というような形を多く聞かれるわけでございます。特に担当課の職員が異動によって替わった場合、ちゃんと引き継ぎをしてそして引き継ぎをした後、その要望書の内容、この内容を把握しているのかというような形のことも聞かれます。

そしてまた、要望書の内容によって現地調査等を実施して、そしてその結果を要望者に報告を行っているのかというような話を最近よく聞くわけでございます。その点について、現状についてお聞かせ願いたい。

○議長（吉田 正） 山田理事。

○理事（山田和宏） 六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

所属部課におきましては、要望書は所属として管理をされております。したがって、人事異動があった場合におきましても適切に引き継がれていると認識をしているところでございます。

また、要望の内容につきましては、必要に応じまして、現状の確認を行った上で、要望事項の検討及び対応を行っています。

平成二十七年の状況でございますけれども、地域政策課におきまして受付を行いました要望書は五十件ございます。うち担当課から回答を行った旨報告を受けておりますのが四十五件ございました。要望内容によりましては、担当部課におきまして、すぐに対応し回答できる事項と、あるいは長期的な検討が必要な事項もございますので、回答に時間を要している場合も見受けられるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正） 六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 今答弁をしていただいたわけですが、ちょっと我々が耳にすることと、そして今言われたとおり引き継ぎもちゃんとされておるといような形のことですけれども、我々がそういうような耳にすることは、今も今回なぜこういう質問をするのかということは、要望者ですけれども、これは自治会によって多分違うと思うんですけれども、ほとんどの自治会というのは要望書を提出する際、提出するときにそれを控えとして取っておらないところが多いわけでございます。ただ要望書、内容を確認して署名して印鑑を押して、そして提出してしまうという形の中で、そして自治会としてその要望書を持っておらないところが多いわけでございます。そういう控えを取っておらないために、どこもということはないのですけれども、自治会長というのも単年で変わっていくという形の中で、控えがないために自治会長同士の引き継ぎができないというような形の中で、こんな要望してあるで、三年前にこんな要望してありますというような、記憶にある口伝えで引き継ぐというのが多いわけでございます。

あるときに、役所にそういう要望書が出ていますかと、新しい自治会長になったときに、要望書が出ていますか、聞いていますけれども、出ていますかと役所に聞きに行くと、今すぐには分からないとか、何年か前に要望書を出してあるのか分からないけれども、もう一回出して

ほしいと言われたという形の中で、先ほど言いましたですけれども、その担当課ではそういう引き継ぎがちゃんとできておるのか、そしてその方はその要望書の要望が叶うまで毎年自治会長が変わるたびに出不さなにかんもんかと、そういうような形のことがあるわけでございます。

そしてまた、市に行きますと、物事を市にお願いしに行くときには、すぐに要望書を出してくださいという言葉が最近よく言われるんやというような形で、出すのはいいんやけれども、今言われたとおり、そういう毎年自治会長が変わるたびにそういうものを提出しなければならぬのかと、そして担当課に聞きに行けば、そういうもの、こういう要望書が五年前に出ていますよというのが分かるものか、そういうのを今状況について担当部署の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田 正） 山田理事。

○理事（山田和宏） 六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

要望内容に変更がございません場合には、再度提出していただく必要はないと考えております。

平成二十七年において先ほど五十件受付をしたと申し上げましたけれども、一件当たりの要望項目も多い状況でございます。以前に要望された内容を窓口で職員が即座にお答えできない場合もございます。しかしながら要望書に対する回答をお待ちいただく状況というものがあることにつきましては、見直すべき部分があるのかなというふうに考えております。

これを踏まえまして、先ほどの自治会側での控えを取っていただいていない件も含めまして、要望書の取り扱いに関する仕組みにつきまして見直してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正） 六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 確かに役所側といたしましては要望書というのは一つの大事な住民からの意見と言うたらかしいですけれども、要望であるという形の中で、大事なことかなと思うわけですねけれども、出す側としたら、何年か前、私も在職中にその仕事をしたことがあるわけですねけれども、そのときには、その当時は庶務課でしたけれども、庶務課のところに一括要望書を集めてそこから担当部署は仮に二つ、三つと内容によったら部署が分かれる場合がありますけれども、そういう分かれて、そして担当課にこういう要望が来ていますよという形の中でして、まず当時は庶務課で受付をしたというような記憶があるわけです。そして何日以内にこれは回答、その要望者に対して、現状の回答をすると、それを集約して回答をするというような形が、僕が在籍したときはそういう形のことをやっていたわけですが、そう

というような形の中で、うちの地区もそうですけれども、要望書を何個も出してありますけれども、何ら今のところ回答がないというのが今の現状ですけれども。これは僕のところの自治会だけではなしに、ほかのところの自治会もそうですんやけれども、要望書を出してあるんやけれども何もけえへんのやけどというような形のこともたくさん耳にしますので、やはり全てはいろんな形の中で要望というのは本当に要望内容によって難しいところがたくさんあるかと思うのですけれども、出した以上は何らかの、これは何々できませんよ。これは時間が掛かりますとか、そしてまたちょうど五年くらい前には、最近多かったのは紀伊半島の大水害で、五條市の大塔町の方で大きな被害があったからたくさんお金が、市の財政が厳しいからできませんよというような部分であったかと思うわけですけれども、それである程度我慢していただいている要望内容もあるかと思うのですけれどもね。やはりそれも今復興・復旧も進んできておる中で、地区によって小さな要望、大きな要望がありますけれども、それを的確に出された以上は途中経過でも結構ですので、そういう形の中でお知らせをしてあげてほしいなと思います。もちろん要望書の要望内容には今言うたとおりいろんなのが出ましたら、まず一番大事なのは、緊急性が一番最優先されると思うのですけれども、そしてまた小さなことでしたら、すぐにできるもの。これはちよつと無理やでつて、全くできないもの。そしてまた期間が、これは期間掛かるでなあ、これを行うまでにはという、いろんな事情があると思うわけですけれども、大きな事業も本当に大事ですけれども、小さなそういうような要望にも耳を傾けまして、そして真剣に取り組んでいただきたい。

そしてまた、要望者には親切丁寧に、やはり中間報告、これは役所が分かっているんやでということの意思表示だけでもいいと思うのです。これをやりますよ、何々しますよというのではなしに、この文書はうちに届いていますよという、そういう意思表示だけでも、相手は、相手というのか持ち帰って自治会だったら自治会に説明ができると思うのです。ところが意思表示がなかったら何も報告ができないということがございますので、中間報告、これは行つて、出した以上、出したんやけれども役所は知らん顔しているというのではないですよという、そういう姿勢をお願いしたいなと思いますが、担当部長の考えをお聞かせ願いたい。

○議長（吉田 正） 山田理事。

○理事（山田和宏） 六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

立場が変わりましたら当然私も要望して役所から何も連絡がないと、同じ感情を持つかと思えます。

個別ケースいろいろあるかと思いますが、職員個々の意識の持ち方も大事なかなと思っております。

今回先ほど申し上げました要望書の取り扱いに関する仕組みにつきまして、もう一度改めて整理をして、庁内の職員一丸となって見直しを

図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）そして先ほど要望が出てきたやつもデータ化というのはおかしいですけれども、そういう形のことをしていただいて、尋ねに来た場合には、すぐこういうのが来ていますというような形のこと、また文書保存年数もあると思いますので、これは永年、これは十年、五年とか、そういうような形の中の要望書の受け入れ体制、体制と言ったらおかしいですけども、そういうのを検討していただきたいなと思います。

そういうことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田 正）以上で、六番窪 佳秀議員の質問を終わります。

次に、三番、牧野雅一議員の質問を許します。三番牧野雅一議員。

〔三番 牧野雅一質問席へ〕

○三番（牧野雅一）議長からの発言の許可をいただきましたので、三番牧野雅一の一般質問を始めさせていただきます。

まず最初に、大塔町の復興・振興についてでございます。

改めまして、平成二十三年九月の紀伊半島大水害によって、被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、尊い生命を失われた方々の御冥福と、いまだ安否確認ができていない四名の方々の一日も早い発見をお祈りするものでございます。

被災から五年の月日が流れ、大塔地域の将来の展望を私の各定例会一般質問で毎回お尋ねしているところでございます。

六月定例会に「地域振興」で答弁いただいた「大塔町の復興状況」、「誘客促進の仕掛けづくり」、「老朽化施設等の整備」、「公共施設の有効活用」などについて、現在の取組、進捗状況についてお尋ねします。

○議長（吉田 正）泉谷大塔支所長。

○大塔支所長（泉谷進治）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十三年九月に大塔地区が甚大な被害を受けました紀伊半島大水害から早や五年が経過いたしました。

現在も引き続き国土交通省・林野庁・奈良県が丸となって復旧に取り組んでいただいております、復興が順次進んでいるところであります。

本市におきましては、小規模住宅地区改良事業計画に基づき、新天辻住宅四棟、新宇井住宅二棟の改良住宅六棟と宇井防災コミュニティセンターが完成し、現在宇井地内におきましては、市道宇井線・市道川西線の改良工事及び緑地整備工事も進み鎮魂広場の整備が完了したところに慰霊碑を建立させていただきました。

今後の面的整備の計画といたしましては、（仮称）宇井緑地トイレ等建設工事につきましては、入札が終わり工事に着手し、軽スポーツ広場、ヘリポートの整備などにつきましては、周辺の復旧に合わせて事業を進めていく計画であります。

次に、老朽化施設の整備につきましては、部分的な補修を随時行ってまいりましたが、本年、道の駅トイレ改修に向け、大塔道の駅及びロジ星のくにトイレ改修設計業務委託を七月に契約し、観光客に心地よく利用していただけるよう創意工夫し、経費削減も考慮しながら十一月三十日に計画業務を完了予定で、改修工事につきましては、来年度予算化に向けて取り組んでまいります。また、星のくに・ふれあい交流館周辺におきましては、観光客の通過点にならないようにPRするため、計画しております電飾広告塔は、本年度内に設置するとともに、ふれあい交流館におきましては、新たに五條産ジビエカレー・まぐろねぎとろ丼セット・えびフライ定食等のメニューを取り入れながら集客に取り組んでいるところであります。

次に、公共施設の有効活用につきましては、大塔町公共施設活用検討会議で検討し、いろいろな角度から利用を模索し、現在休校となっており大塔小・中学校につきましては、本年度から奈良教育大学がオリエンテーション・集中講義・生活キャンプ等で利用する計画となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）様々な工夫を凝らしていただいているようで、有り難いことであると思います。この積み重ねが復旧から復興、復興から振興、振興から将来への展望という光につながるものと考えます。

今の答弁にもあり、以前からも御提言申し上げている道の駅のトイレ及びその周辺もかなり整理整頓されているように思われます。特にトイレの清掃におきましては担当されている方が、それはそれは丁寧にお掃除していただいております。先般、私も利用させていただいた折も清潔感を感じました。ただ、いかにせん施設の老朽化にはついていけません。折角、清潔にしていたいておるのですから、一日も早く綺麗な、訪れる方々が心地よく御利用いただけるような整備を進められることをお願いしまして、二つ目、大塔町の復旧・復興における今後の展望に

ついででございます。

紀伊半島大水害の被災から一つの節目と思われる五年を迎え、先般追悼式が営まれたところでありますが、被災者並びに御遺族の方々の思いの中に辛い出来事ではあったが、振り返らず前を向いて生きて行こうという声を聞き、その意思を感じた中、当事者の皆さんの心のどこかに寂しさも感じておられるのではと察するところであります。

この傷ましい出来事を風化させることなく、災害の恐ろしさ、悲しさを忘れることなく、後世に伝え、同じ町の住民として、一緒に前を向いて生きていくということが大切であると考えます。

そこで、復興が進んできている中、地域の今後を見据えた復興に向けた展望についてお尋ねいたします。

○議長（吉田 正） 泉谷大塔支所長。

○大塔支所長（泉谷進治） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

本年度紀伊半島大水害より五年を迎えるに当たり、鎮魂広場に慰霊碑を建立させていただくとともに、紀伊半島大水害史として、平成二十三年九月四日の紀伊半島大水害で宇井地区内の右岸側において発生した深層崩壊により、土砂ダムができ、洪水氾濫水位がこのところまで及んだことを後世に伝えるため、宇井地区に紀伊半島大水害警戒碑を一箇所、辻堂地区に二箇所建立し、八月二十八日の一斉搜索の後、大塔町自治連合会長並びに五條市消防団の方々によりまして、除幕を行わせていただきました。

九月三日には大塔自治連合会主催により「大塔復興の灯火」で、いまだ行方が分からない四名の被災者の早期発見、犠牲となられた七名の方の御冥福を祈願するとともに、災害から五年が過ぎ、地域住民の皆さんが穏やかな気持ちで過ごしていきますようにとの願いを込めて、ローソク二千五百個を使い、「和」の文字を描き、ローソクに火を灯しました。また、九月四日の五條市追悼式においては、多くの方々と被災者八家族全員の御参列をいただき執り行うことができました。これらのことから、復興への足掛かりと考え、宇井地区における小規模地区改良事業計画の事業は、地域住民の思いから早期完成を目指し、被災を受けましたデイサービスセンター跡の解体跡地につきましては、地域産業である林業振興につながる利用に向けて関係各課と協議を重ね、地域住民の皆様の意見を重視しながら、現在実施に向けて検討しているところであります。

また、今後の大塔町を見据え、地域の公共施設について活用を地域住民の声を聴きながら、地域住民の憩いの場となるよう施設整備に取り組み、大塔町に活力を取り戻すとともに交流人口の増加が見込まれるような仕掛けが必要であると考えます。

最後に、復興につきましては、今後も地域住民・関係機関とともに、協議、検討を重ねながら住民の皆様が安心して生活できるよう職員が一丸となって、全力で地域の復興、振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（三番）の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今の答弁にもありましたように、今後においても、地域住民の方々の声を聴きながら、各事業計画の推進を図るとともに、地域産業である林業振興につながる施設の整備、大塔町に活力を取り戻すような仕掛けづくりを模索、研究していただきますよう、そして先般の慰霊祭の後も、理事者各位が集い反省会を催されたとも聞いております。重ね重ね申し上げますが、よその町であつた出来事ではない。私たちの町の出来事であるということを忘れることなく、答弁にもありましたように、地域住民の皆様が安心して生活できるよう理事者各位におかれましても、皆が一丸となって、全力で地域の復興、振興に取り組んでいただけますことをお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

二つ目、市内の浸水想定区域について。水防法の改正についてでございます。

近年、異常気象による洪水のほか、いわゆる内水、高潮により、現在の想定を超える浸水被害が多発し、特に内水については、ゲリラ豪雨により、頻繁に浸水被害が発生していることから、水防法の改正が行われたと思われませんが、この改正の方向性としては洪水について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域が示され、概要は現行の洪水に係る浸水想定区域について、河川整備において基本となる降雨を前提とした区域から、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡充されております。また、想定し得る最大規模の降雨による洪水に対する避難確保、被害軽減を目的とされておるところです。

浸水想定区域とは、市町村地域防災計画に、洪水予報等の伝達方法・避難場所・避難経路等が定められ、ハザードマップにより、当該事項が住民等に周知され、避難確保等計画を定めることなどにより、避難確保などが図られ、洪水予報・浸水被害の危険を周知する制度と相まって、避難確保・被害軽減を促進するものであります。

先の六月の定例会の答弁でも「五條市地域防災計画及びハザードマップは、平成二十三年の東日本大震災や、紀伊半島大水害を教訓として全面改定したのですが、この内容が果たして十分かということになりますと、十分でないと言わざるを得ません。」という答弁もありました。

そこでお尋ねいたします。

この水防法の改正により、市としては、五條市地域防災計画及びハザードマップに対し、どのように反映されようとお考えなのかを答弁願います。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

近年のゲリラ豪雨等の異常気象による洪水氾濫が多発していることを受けまして、平成二十七年五月に水防法が改正され、想定し得る最大規模の降雨を前提とした紀の川浸水想定区域を近畿地方整備局が平成二十八年の六月に公表したところでございます。

新しい紀の川浸水想定区域図には、従来からの計画規模降雨に加えて、想定最大規模降雨や家屋倒壊等氾濫想定などの概念が新たに付け加えられたところであります。

これを受けまして、本市としまして、公開されている情報に基づきまして、浸水想定区域図看板など、市民や来訪者の皆様に分かりやすく周知する方法について検討し、来年の出水期に備えたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（三番」の声あり）

○議長（吉田 正） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） そうですね。看板等を設置して周知されることも大切であり、もちろん効果も見込める取組であると思われませんが、今一度、私の質問をよく理解して答弁いただきたいのですが、もう一度質問をよく理解してくださいね。今の私の質問の趣旨は、「水防法では、浸水想定区域内に存する市町村に対し、市町村地域防災計画に避難の方法等を定め、その内容をハザードマップにより周知するよう義務付けている。」とあります。

水防法の中で義務付けされていることに対して、市としては、五條市地域防災計画及びハザードマップに対し、どのように反映されようとお考えなのか、答弁いただけますか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま議員がお述べのように、今回、水防法の一部改正によりまして、先ほど議員が述べられたような部分が改正され、また、ただいま

の御質問のとおり、市町村防災計画によりまして、この浸水想定区域にあります、いわゆる洪水に關しての避難場所であるとか、避難経路という部分を定めたハザードマップという部分がそれぞれ住民に対して周知が必要ですよというような分が盛り込まれております。

我々今考えておりますところは、市町村防災計画を先般の六月の議会にも申しましたように十分でない部分も確かにございますので、地域防災計画の見直し及びまたハザードマップに今回の浸水想定区域をいかに反映させるかということが大切というふうに認識しておりますので、そういうふうな検討を始めさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（三番）の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）先の六月の答弁でも防災対策に対し様々な観点から検討し取り組んでいただくという言うこともおっしゃられておられました。また、それを市民の皆様提供するに留まらず、いかに活用し実行されるよう周知し提言されることも必要であり大切であると考えます。

先ほどの議員の質問の中でも触れられておったのですけれども、八月三十日に発生した台風十号による豪雨災害。入所者全員死亡という甚大な被害が発生した岩手県岩泉町のグループホーム楽ん楽ん。その災害から数日がたち、少しずつ状況が明らかになってきたという報道もされております。その一部を紹介させていただきますと、「三十日夜、増水により広範囲で浸水した、楽ん楽んに隣接する介護老人保健施設ふれんどりー岩泉は二階付近まで浸水し、八十五人の入所者らが三階に避難し救助を要請。翌三十一日朝、駆け付けた警察官らが平屋の楽ん楽んを搜索したところ、遺体を発見した。また、浸水が始まって数分後に正面玄関のドアが破壊され、一気に水が入ってきた。午後六時頃、施設内が濁流に襲われ、入所者がベッドごと水に浮き始めた。所長は男性一人を抱えて避難しようとしたが、男性は途中で力尽きた。」といったような、聞くに堪えない状況が水害の恐ろしさを物語っております。

五條市におきまして、河川の近くに花咲寮の移転計画をされているのは御承知のとおりではありますが、今回の高齢者施設の被災を教訓に有事の際の避難計画や新設される施設の構造に關しても、五條市の危機管理を預かる危機管理統括室として提言・助言はできるのではないですか。またすべきではないかと私は思いますけれども、答弁願えますか。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま岩泉町の事例を報告いただきました。かなり悲惨な状況の部分で事案が起きたと考えられます。そういうことを我が市において起

きることを防ぐためにはどうしたらいいかということになるかと思えます。議員お述べのとおり、こういうふうな、例えば今の災害に対応するためにも想定し得る最大規模の想定浸水区域が公表されておりますので、こういう部分につきましても、いわゆる五條市役所内の情報共有をして、もし浸水想定区域の中に公共物を建築するとかというふうな部分がありましたら、そういうふうな情報共有をすることによって対策という事前の最初の段階からいろいろお話をすることによって、未然に防ぐというのも一つかと思えますので、そういうこともさせていたいただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今おっしゃっていただいたようなことが、本来言う危機管理意識ということになると思いますが、危機管理監のところだけがそういう意識を持たれるのと違って、理事者各位におかれましても、いろんな危機管理意識の向上を高めていただけたらと思います。

当市としまして、冒頭の質問でもお話したとおり、五年前の紀伊半島大水害による甚大な被害を受け多大な犠牲者を出しました。その教訓を生かす意味でも、危機管理を受け持たれる担当部署として、しっかりと提言・助言され、それを生かすことにより、養護老人ホームとしての本来の趣旨と、同時に防災という観点から入所される方々の安心・安全な生活空間を構築できるものと考えます。

また、今計画されている二見・川端地区は、御存じのとおり海抜は二見地区、いや、市内の中でも最も低い場所に位置しております。し尿処理施設の環境整備事業においても、具体的な整備事業案も確立されていないと聞き及んでおります。

是非、川端地域にお住まいの住民の皆様のためにも、また今後、利用される入所者の方々のためにも、水防法の改正を反映されたクオリティの高いハザードマップを迅速に作成し、それに沿った、より安心・安全な施設及び地域の環境整備事業構築に貢献されますことをお願いしまして、次に移ります。

三つ目の職員の就労環境についてでございます。

（二）職員負担軽減、超過勤務の縮減についてでございます。

先の六月議会でも職員さんの超過勤務が多いという指摘をし、特に、春先に多いように思われるということも併せて指摘し、職員さん同士が助け合ってこそ快適な職場が作られ、ひいては市民の皆様に対してより良い行政サービスの提供へとつながるのではないかと御提言させていただきました。

超過勤務の要因には、その職員さんの受け持たれた仕事に対する意欲の表れであると考えますが、もし人事配置が原因でそのような超過勤務が強いられるのであれば、取り除いていただき、本来の意味での適材適所を検討いただき、職員の皆さんが意欲を持って取り組める就労環境の構築と、その職員さんたちがされる市民の皆様に対する行政サービスの向上につながられますことも提言させていただいたところでございます。

ある課の職員さんは市民の皆様が実行委員会を立ち上げ、また行政が補助金を出し、その事業の事務局という立場で市民の皆様とともに取り組みられておりますが、本来の事務局という職域から逸脱した取組を強いられることも見受けられ、超過勤務の一つの要因であるように思われます。

そこで、超過勤務についてお尋ねしたいと思います。

時間外勤務の上限については、市職員組合との間で、年間三百六十時間と取決めがなされていると聞いています。時間外勤務が、年間三百六十時間を超えている職員さんの所属課及び人数を教えてください。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十七年でございしますが、時間外勤務が年間三百六十時間を超えている職員は三十八名でございます。秘書課三人、企画政策課一人、財政課三人、管財課一人、税務課九人、危機管理課四人、農林政策課十人、企業観光戦略課四人、水道局簡易水道室一人、生涯学習課一人、議会事務局一人。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 今詳細に御説明いただいたのですけれども、課員の大半が該当している課もあるようですが、今は詳細に、これ以上触れずにおきます。

時間外勤務が年間三百六十時間を超えた場合の取扱いについて、時間外勤務手当は支給されず、代休を取得するようになっていますが、現実問題として、代休がきちんと取得されているのかどうか。お聞かせください。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

時間外勤務が年間三百六十時間を超えた分につきましては、代休で対応するようにと指示をしているところでございます。しかしそれぞれの職場における業務の都合上、全てが代休で取得できている現状ではないというふうに考えております。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今の答弁は、職場における業務の都合上……、その辺も改めて触れることとして、先ほどの答弁にある超過勤務の多い課の職員さんの就労環境の改善や健康管理に対し、どのような取組がなされているのか。

また、超過勤務の多少にかかわらず、メンタル的な問題で長期休暇の職員さんもおられると聞き及んでおります。

九月七日付けの新聞の一面の見出しに「残業時間に上限設定」・「三六協定事実上無制限見直し」と大きく報じられておりました。

政府の検討として、労働者に事実上無制限の時間外労働を可能とされる労働基準法の「三六協定」の運用を見直し、一箇月の残業時間に上限を設定する検討に入った。上限を超える残業は原則禁止し、現在はない罰則規定の新設を含め、具体化を図る。長時間労働が少子化や男性の家庭参加を阻む原因となっているとして、月内にも発足する関係閣僚と有識者の「働き方改革実現会議」これの議長は安倍首相でございます。で、詳細な制度設計を議論し労働時間短縮につなげるとあります。

また、厚生労働省は脳や心臓疾患について、一、発症前一箇月間に百時間、二、発症前二から六箇月間で月当たり八十時間超の残業時間を過労死として労災に認定する基準としている。政府はこうした基準も含め検討し、新たな残業規制の具体案をまとめる方針であるとも報道されておりました。

一概には言えませんが、このように職場環境の改善に取り組むことにより、職員全体の職務に対する意欲の向上につながり、何度も言いますが、市民の皆様に対する行政サービス向上につながるのではないですか。

超過勤務の縮減や、メンタルな面で長期休暇を取っているという問題は、なかなかすぐに解決とはいかないでしょう。だからといって、「何も対策を講じない」という選択肢はないと考えます。その改善策について、担当部長の見解をお尋ねいたします。

○議長（吉田 正）福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

市全体で職員を削減してきております。その中で、特定の係に職員を増やすというのはなかなか現実的には難しいことだと考えております。現在も市全体の中で、最適と思われる人員配置を行っているところでございますが、議員が御指摘のように長期休暇、休みをとっている職員がいることも現実のことでございます。

従来から本人の特性を勘案しまして、また係の在籍年数などを参考に異動を行っておるところでございますが、今後なお一層、いわゆる適正配置に努めてまいりたいと、そういうふうと考えているところでございます。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）職員さんの負担軽減、超過勤務の縮減に向け改善をすることが、何度も重ねて申し上げますが、お仕事に取り組まれる意欲の向上につながり、市民の皆様に対する行政サービス向上につながると考えます。

先ほども御紹介させていただいた政府が取り組む労働基準法にうたわれる三六協定の改善に向けた精神に準じた、あらゆる観点からの改善策を講じていただきますことをお願いしまして、次に移ります。

（二）の管理職手当についてでございます。

職務に対する意欲については、管理職も同じだと考えます。管理職員におかれましては、時間外勤務手当は該当せず管理職手当として支給されているところですが、管理職手当については条例基準より平成十七年頃から管理職手当の数値が下回っておりますが、現職も含めた平成十七年頃以降に管理職になられた職員さんに周知されていたのか。条例に基づいた対応が必要と考えますが、見解を答弁願います。

○議長（吉田 正）福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦）三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

平成十七年当時以降の管理職手当のことを周知していたかということですが、規則改正の告示をもって周知をしたというところがございます。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）周知を告知をもってされていたということですね。私の質問、一問一答やけれども、二つの答えがほしいのですけれども、

現状、条例に対して、現状の管理職手当はどのように下回っておるのかというところもお聞かせいただけますか。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

管理職手当の現状でございます。管理職手当でございますが、一般職の職員の給与に関する条例と管理職手当の支給規則によりまして、給料月額に對しまして、部長級は一五パーセント、次長級は一四パーセント、課長級は一二パーセント、課長補佐級は九パーセントの額というふうに定められております。しかし、平成十七年四月から、本市の財政改革の一環といたしまして、部長級は一三パーセント、次長級は一二パーセント、課長級は一〇パーセント、課長補佐級は七パーセントというふうに一律二パーセントを減額し、平成十九年四月からは、集中改革プランの給与等の適正化を行うため、部長級は一一パーセント、次長級は一〇パーセント、課長級は八パーセント、課長補佐級は六パーセントというふうにさらに減額を行っております。

平成二十三年四月に抑制幅を一・五パーセント緩和いたしましたして、現在は、部長級は一二・五パーセント、次長級は一一・五パーセント、課長級は九・五パーセント、課長補佐級は七・五パーセントの額を支給しておるということでございます。

それと、減額する期間でございますが、当分の間というふうになってございます。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 今の答弁にもありましたように、管理職の職員さんの手当については、条例の上限より下回った数値で上がったり下がったりしていると、それぞれ上げた時期、下げた時期、それなりの要因があったんであろうと思います。その要因についてはまた改めてお尋ねしたいと思います。根拠があったはずですからね。

管理職手当支給規則の附則にある「当分の間、管理職手当の給料月額に対する支給割合は」というようなことで、今答弁いただいたことがうたわれておると、カット率は記載されていますが、その内容に関して、先ほどもおっしゃられたように全ての管理職員さんに対し説明・周知されていないという解釈になります。

人事権をもって職員さんを拘束し職務に従事させると同時に、職員さんの生活を守る義務もあるはずで、上司である管理職の皆さんの意識の向上が部下である若い職員さんの上昇志向、意欲の向上につながり、人材育成にも影響するのではないですか。

何度も申し上げますが、市民の皆様に対する行政サービスの向上につながり、住みよいまちづくりにつながるものと考えます。

約十年余り前の財政収支状況を鑑み、当時の執行部の皆さんが、御判断されたと思われるですが、昨今の監査報告では単年度収支は黒字化されておる、管理職員の労使交渉はできないという観点からも、また、その際に管理職員さんの意識調査を実施し、その結果を参考にしながら管理職手当支給規則の附則にある「当分の間」の部分を再考し、従来の条例に準じた適切な支給率に戻されます協議をもたれることを私の意見として述べさせていただきます、次に移らせていただきます。

次、四つ目、施設の防犯対策についてでございます。

(二) 幼稚園、保育所、小・中学校、高齢者・障害者施設の防犯マニュアルについてでございます。

本年七月に神奈川県相模原市の障害者福祉施設で十九人の死亡が確認され、二十六人が重軽傷を負われるという信じ難く、痛ましい事件が発生しました。お亡くなりになられた方々の御冥福と負傷された皆様の一日も早い回復をお祈りいたします。

さて、今回の事案は、障害者福祉施設で生活を送っておられた方々が被害者となりました。平成十三年には、大阪教育大学附属池田小学校で同様の事件が起きております。障害者施設と学校との違いはありますが、双方とも被害者が社会的弱者と呼ばれる子供たちであり、障害者の方々であるということです。

そこで、附属池田小事件から十五年が経過し、事件の風化が懸念される中、現在の小・中学校における防犯対策と訓練状況についてお尋ねいたします。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

本市では、平成十三年の大阪教育大附属池田小学校で凶器を持った犯人が学校に侵入し、次々と同校の児童を襲撃した事件以来、学校での安全管理体制を見直し、その強化に向け、各校における危機管理マニュアルの策定や防犯訓練の実施等のソフト面と防犯カメラ設置等のハード面の両面で対策を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 相模原市の事件を受け、県内のある施設では不審者対応訓練が実施され、県警本部の担当官から防犯体制を強化するため

のポイントについて講義を受け、施設内を回りながら防犯カメラや出入口の鍵の有無などを確認。また、さすまたの道具の使い方や不審者から身を守るための護身術も学び、防犯体制を強化するためのポイントとして、まず対応マニュアルの作成とそれに基づく見回りや訓練が必要であり、いざ不審者が侵入したときは「入所者等を避難誘導する人」、「犯人とたいじする人」、「警察へ通報する人」がそれぞれ迅速に対応することが大切であるとのこと。特に「犯人とたいじする人」は犯人を取り押さえるのではなく警察が到着するまでの数分間で犯人から入所者を遠く離したり、犯人を部屋の中へ隔離したりして安全を確保し、命を守るようにしてほしいとのこと。実技訓練では、さすまた以外にも椅子やモップ、ほうき、消火器など身近なものを使った対応方法も学んだとあり、まとめとして、不審者対応マニュアルを作成する。施設の防犯対策、防犯カメラ、施錠、ホイッスル、防犯ブザー、さすまたなどの整備をする。また、不審者に対する対応はあくまでも警察が到着するまでの時間稼ぎと考える。危険を冒した制圧は考えず、離脱、できる限りの避難を優先するなどありました。

防犯カメラなどのハード面や防犯訓練等のソフト面で取り組んでいるとのことですが、不審者は、いつ、どのような経路で学校へ侵入してくるかは予測できません。

もし、不審者が侵入した場合、警察が到着するまでの間、児童・生徒の安全を確保するための対策についてお尋ねいたします。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、不審者はどこから侵入するか予測できません。

池田小学校での事件発生直後、市内の各学校では校門を施錠していましたが、現在は、地域の方々や保護者、給食車の出入りの利便性も考え、校門を閉めて入るものの鍵までは掛けていません。各校には、防犯カメラを設置し、校門付近の様子を職員室で映し出すとともに録画し、外部の者が校内に立ち入る場合には、校門横のインターホンを通じて学校に許可を得る形で運用しています。

また、校門だけでなく壁を乗り越えるなど不審者が侵入してきた場合に備え、全ての学校・園で、防災・防犯に関わる危機管理マニュアルを基に、不審者等への対応をしています。

不審者対応訓練では、五條警察署や県警の中南サポートセンターに協力の下、不審者に直接対応したり、さすまたなどを使って不審者の動きを封じたりする役割、子供たちを不審者から遠ざける役割、不審者に気付かれずに子供たちにアナウンスする役割、警察へ通報する役割等を決め、迅速かつ適切な行動について指導を受けています。

訓練後は、訓練中の気付きを大切に、改善すべき点をマニュアルに反映させ、対応力の向上に生かしています。

今年度、不審者対応訓練を実施済の小・中学校は六校で、実施予定の学校も含め今年度中に全ての学校で訓練を実施するよう要請しています。学校の対応だけでは不審者から子供たちを守ることはできません。学校を中心に、家庭・地域・関係機関等が一体となって登下校時の見守り隊を編成するなどの取組も進めています。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）掛け替えのない児童・生徒・高齢者の命や安全を守るためには、教職員、施設職員の危機意識や危機管理能力の向上が必要となりますが、意識の向上を図るための取組についてお尋ねいたします。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほども述べましたように、市内の幼稚園、小・中学校では危機管理マニュアルを策定し、不審者への初期対応から通報、子供の安全確保等について定め共通理解を図っています。また昨年度、事象が起こった場合の対応について緊急支援マニュアルを新たに策定し、その内容について職員会議等で確認しております。

また、七月の事件を受け、七月二十九日付けで県保健体育課から「学校（園）における安全管理の徹底等について」の通達があり、校門等の適切な管理、来訪者への対応など日常的な取組体制の再点検を指示したところです。

今後も、校園長会を通じて各校でのマニュアルの更なる確認や不審者対応訓練の実施を指導するとともに、県や市主催の学校安全の充実に資する研修会への参加の促進を図り、不測の事態に対応できるよう指導に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今答弁いただいたのは小・中学校、幼稚園、同じく保育所という施設についても同じ御質問を答弁いただけたらと思います。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

保育所では、「五條市立保育所危機管理マニュアル」を策定し、外部からの不法侵入者の防止策や、事態発生時の対応などを定めております。

また、このマニュアルに基づき、各保育所では月別の防犯訓練計画を作成し、月一回訓練を実施しています。

ただ、警察等からの指導は受けておりませんので、今後は五條警察等に御協力いただき、訓練に取り組むよう指導してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（三番の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）申し訳ないですけれども、もう一点、高齢者福祉施設の花咲寮においても答弁いただけますか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

花咲寮におきましても、五條市立養護老人ホーム花咲寮防犯マニュアルを策定し、入所者に対する危機の未然防止と事故等が発生した場合の入所者の安心・安全の確保に向けた対応を定めております。

また、十月中旬には五條警察署・危機管理課・五條市内の社会福祉施設等の協力・連携による防犯訓練を予定しており、入所者等の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（三番の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今両部長から答弁をいただきまして、小・中学校では事実上、年に一度するかしないかという事実も聞き及んでおります。

また、今保育園の答弁の中に、月に一度、毎月のようにされているということでありましかれども、警察当局からの御指導は仰いでいないと、それぞれ取り組んではおられるようですが、危機意識に相違があるように思われます。

両部長の答弁を踏まえて、生活安全の観点から危機統括室として答弁をお願いいたします。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

まず初めに、本年七月に神奈川県相模原市の障害者施設における殺傷事件において、お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますと

もに、お怪我を負われた方々に、お見舞いを申し上げます。

さて、市内各施設におけるマニュアルの策定や訓練などの対応につきましては、先ほど各担当部長から答弁があったとおりでございます。ただ、多くの方々を巻き込む事件につきましては、施設等を対象としたもののみならず、秋葉原で発生したような通り魔事件のような事件もあり、いつ、どこで発生するか予測が付きません。

このことを踏まえ、全国の警察では、これまで、幼稚園、小・中学校などの教育施設や、大型スーパー、駅など、各種施設、機関と連携した対応訓練などを実施しており、また、本年七月の事件を受けて、奈良県警察におきましては、八月三十日に奈良県の関係部局と連携いたしました。県内の障害者施設関係者に集まっていたいただき、不審者対応訓練などが行われたと聞いております。

危機管理課といたしましては、本年五月に全国で発生いたしました市役所などを対象といたしました爆破予告電話事案を受けまして、本年六月二十日付けで不審電話・不審メールのみならず、また兵庫県宝塚市役所や、東京都稲城市役所におきまして発生いたしました放火事件のような不審者への対応についても定めた「不審電話・不審メール等対応マニュアル」を策定し配布したところでございます。

今後におきましても、五條警察署並びに関係部局と連携しながら、各種訓練の実施を含めた対応を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（三番）の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今の答弁の中に、奈良県警察では七月の事件を受けて、本年八月三十日、奈良県の関係部局と連携し、県内の障害者施設関係者に集まっていたいただき、不審者対応訓練を実施されたとのことで、迅速な対応に、危機管理意識の高さに、さすがであると思えます。

先ほどの市長の答弁にも、繰り返すことが大切であるとおっしゃられました。過去において、私自身も防災や防犯に対し、様々な訓練や講習を受けてまいりました。その折に教官や講師の先生方のお話しに必ず出てくるのは、「日頃の訓練が大切である。」「防犯や防災における対応の要諦は、繰り返し訓練を重ね、体に覚え込ませ、頭で考えるよりも先に体が動くようにすることが肝要である。」といったことを重ね重ね聞いてまいりました。

例えば、護身術の訓練を行うだとか、護身術を身に付けた人材を優先的に雇用し各施設に従事すべく配置するだとか、できる工夫は様々なあると思われれます。

先ほどからの答弁では、机上のマニュアル作成や指導が優先され、実際の訓練が伴っていないように思われれます。

地震や火災、救急救命等への対応訓練と同時に不審者対応訓練もこれだけの被害者が出ているのですから、この訓練をしたから、こちらの訓練はしない、できないではなく、各施設において従事される教職員・保育士・介護士の皆様におかれましては、日々の業務に追われ大変でしょうが、十分に御理解をいただき、今一度、防犯・災害に対する危機意識を向上していただき、それぞれがなされた答弁を互いに共有し、危機統括室が中心となって、あらゆる事案に対する危機管理意識の向上に努められ、さらに民間施設に対してもお手本となるような体制の構築を目指し市長のおっしゃる「災害に強いまちづくり」に近づけていただけますようお願いいたします、次の質問に移ります。

最後の質問になります。

繰越しの抑制に向けた取組状況と財政見通しについて。

一つ目、繰越しの抑制に向けた取組の現状についてでございます。去る第一回三月定例会において、繰越事業の現状と問題点について伺いました。

現在、各部局においては、真摯に繰越抑制に向けた取組を進めていただいております。

既に申し上げておりますように、各種の事務事業を年度内に完了させ、繰越明許費を抑制することは、その投資効果を早期に実現させることにつながり、ひいては市民生活の安定に寄与するものであります。

そこでお伺いたします。

まず、繰越しの抑制に向けた取組の現状について、担当部長の技監より答弁をお願いいたします。

○議長（吉田 正）八田技監。

○技監（八田 護）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

繰越額については、毎年、多数の繰越事業と繰越額が生じております。

平成二十三年から過去五箇年の繰越額の推移を見ますと、平成二十五年度をピークに減少傾向となっておりますが、国の補正など、各年度によって要因が異なることから、要因を分析していくことが重要であると考えております。

繰越要因につきましては、補正によるもの、国・県などの関係機関との事業調整によるもの、入札不調の問題など、やむを得ない理由がある一方で、事務の遅延による慢性的な繰越しも見受けられ、繰越額の削減に向けての計画的な執行と進捗管理の徹底の取組を進めていく必要があると考えております。

このため、本年度より各部局において、進捗管理シートの導入による見える化を図るとともに、課題を早期に解決する体制づくりに取り組みつつあります。

この取組は、これまでの担当者の裁量により生じる事務遅延を少なくし、事業担当部局が組織的に進捗管理を図っていくことを目的としております。課題に対する論点を明確にした上で、フォローアップを進めていくこととしております。

取組から約二箇月が経過しておりますが、取組状況を過去の普通建設事業費の第二四半期の契約率で比較しますと、平成二十五年度との比較では九・三パーセント、平成二十六年度では二七パーセントの改善が図れており、年度内執行を目標に、今後一層の取組を進めてまいります。

今後、新庁舎関連事業など、より一層進捗管理を強化していく必要がありますので、債務負担行為の活用、適切な工期設定等により、発注時期が一時期に集中しないような分散を図るなどし、工事の平準化についても努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今答弁にあった課題に対する論点を明確にするということは、非常に大切であると思われまので、しっかりとお願いいたします。

また、発注時期が一時期に集中しないよう分散を図るなど、事業の平準化も取り組んでいただけるということですが、その点に関しても、建設業に携わる市民の皆様も大勢おられますので、是非創意工夫を凝らしていただけますようお願いいたします。

次にお伺いいたしますが、例年、繰越事業全体に占める比率が高い土木費の普通建設事業の本年度の執行状況と今後の見込みについて、担当部長の都市整備部長より答弁をお願いいたします。

○議長（吉田 正）河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸）御質問の繰越しの抑制に向けた取組の現状ということですが、都市整備部の状況といたしましては、平成二十八年九月一日現在で工事請負費及び委託料共で、執行率五七パーセントとなっております。前年度の約三三パーセントの執行率と比較して、約二四パーセントの改善が図られております。

繰越しの抑制に向けた、全体の取組状況ですが、各課とも繰越予算・現年予算の早期着手、早期完了を目標に、本年度から導入した進捗管

理シート等を活用し、各事業の問題点も抽出しながら早期執行を目指してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）事務事業の進捗管理を徹底することは繰越事業の抑制のため重要ではありますが、さらに留意すべきは、こうした制度や考え方を一部の部署だけではなく、全庁的に着実に根付かせていくことが大事かと考えます。

多少厳しい言い方になるかもしれませんが、これまでは繰越しが慢性化し、ともすればそれが「当たり前」になって、何ら疑問を持たず、改善に向けた取組がおろそかにされてきた実態があったのではないかと思います。いかがでしょうか。

先に技監より答弁をいただいておりますように、繰越事業の抑制には、進捗管理のほか、技術職を始めとしたマン・パワーの確保や測量や設計事務の外注など総合的な取組が必要となってきます。

先ほど都市整備部長に答弁いただきましたように、各部署の事業の進捗状況及び平成二十七年度から平成二十八年度に繰り越された予算についての進捗状況については、改めまして場所を変えて随時お尋ねしたいと思います。今後においても、定期的にお尋ねしたいと思います。貴重な予算をより効果的に、そしてよりタイムリーに執行していただくよう、引き続き全庁的な取組を強くお願いしまして、次の質問に移ります。

二つ目、普通交付税の縮減とその対策についてでございます。

平成二十六年第四回十二月定例会において、市の財政状況をお伺いしておりますが、現下の地方交付税の動向など、私なりに憂慮すべき点がありますので、再度、質問をしたいと思います。

御存じのとおり、本市のように財政力の弱い自治体は、国から交付される地方交付税に大きく依存する財政構造にあり、平成二十七年度の決算においても、地方交付税は一般会計歳入全体の約四〇パーセントを占め、その動向に大きく影響される状況にあります。

過日の新聞報道によれば、奈良県下の市町村に対する本年度の普通交付税の配分総額は一千二百五十六億六千万円で、前年度に比べ六・九パーセントの減とありました。本市の場合、合併算定替えの縮減や普通交付税算定の基礎となる「国勢調査に基づく人口減」の影響なども併せて考えるとき、今後の財政運営に大きな危機感を覚えるものであります。

そこでお伺いいたします。

本年度の本市の普通交付税の配分額と前年度との対比、また、今後の見通しについて、担当部長より答弁をお願いいたします。

○議長（吉田 正） 山田理事。

○理事（山田和宏） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、本年度の本市に対します普通交付税の交付決定額でございますが、六十七億八千九百五十九万六千円となっております。

次に、前年度交付額との比較でございますが、金額にいたしまして、四億二千三百八十五万一千円の減、率にいたしまして、マイナス五・九パーセントとなっております。

当該減額の主たる要因といたしまして、昨年度の国勢調査に伴う人口減によるもの、さらに、市村合併から一〇年が経過いたしましたので、本年度より合併算定替えの縮減が始まったことが大きいものと分析をいたしております。

次に、今後の見通しでございます。

本年度の普通交付税の算定結果に基づきまして、次年度から合併算定替縮減期間が終了いたします平成三十二年度までに、段階的ではございますが、約四億五千万円が減額されるものと試算をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 合併算定替えにより今年度から、平成三十二年度までに、段階的であるけれども、四億五千万円が縮減されるものということですね。その前にお答えいただいた約四億二千万円ですか、これも国勢調査による人口減が主たる要因になっておると、平成三十二年に五條市の人口の想定、お考えになられたことはありますか。恐らく今より幾分かは減っておると思います。であれば、この算定替えの縮減以外にも交付税の縮減がなされる要因は多々見受けられると思うんですよ。平成二十八年度が約四億二千万円、そしてさらに平成三十二年までに段階的であります、約四億五千万円が縮減される見通しであるということですね。ということは、平成二十七年度を基軸に考えると、わずか五年の間に実に一二パーセント強もの普通交付税の縮減となります。分かっているだけで。まだ、さらに人口が減ったらまだこれ以上に下がるという可能性が大にあつての数字ですね。

本市の今後五年間を展望、今分かるいろんな事業、話に出ている事業を見てみると、新庁舎の建設事業、その周辺街路整備事業、花咲寮の移転を始めとして市営墓地事業、ごみの中継所建設事業、新体育館周辺市道整備事業など大きな建設事業が予定されており、ただいまの答弁

にありました交付税の縮減は、こうした事業展開にも多分の影響を与えるものではないかと考えます。

また、先の六月定例会の一般質問でも触れさせていただいた現庁舎の跡地整備を始め、老朽化しつつある公共施設の除却や長寿命化、さらに少子高齢化への対応に伴う医療費・扶助費の自然増への対応など、行政サービスの水準を維持するためには、更なる財政出動が見込まれるところです。

以前の答弁においても、「平成二十八年度以降、交付税の合併算定替えに伴う影響等もございます。特に公債費を注視していく必要があると思っております。といいますのは、これが実際償還金ということで毎年度市が借金を返していく必要があるということで歳出として計上されていくものでありますので、当然この公債費の動向を十分注意し、また歳入面、特に交付税の動きについては十分注視して対応していく必要があるということで、議員お述べのように非常に厳しい状況が平成二十八年度以降続くという認識は当然持っております。」という見解を示されております。

こうしたことから、市として、今後どのような対策を講じるべきか、また、どのような覚悟が必要なのか、担当部長、理事、答弁をお願いできますか。

○議長（吉田 正） 山田理事。

○理事（山田和宏） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、当面は、市新庁舎建設を始めまして、新市建設計画などに基きます大規模な事業が続いてまいります。

また、少子高齢化などに起因いたします社会保障関係経費を始めといたしました義務的経費の増大によりまして、今後とも厳しい財政状況が見込まれるところでございます。

このことから、歳入におきましては、市税はもとより、その他収入の徴収対策強化、あるいは市有財産の売却や貸付の推進、企業誘致や観光事業の振興などによる財源確保に努める必要がございます。

さらに、経済対策による補正予算など、国や県の動向を的確に見極め、有利な補助金や地方債を積極的に活用することがより重要となつてまいります。

一方、歳出におきましては、事務事業の必要性、あるいは効果などを再検証しながら、経費の節減に取り組むなど、歳入に見合った財政規模への転換を図ることが必要と判断いたしております。

このように、歳入歳出の両面で、行財政改革をより一層推進いたしまして、限られた財源の中で、「選択と集中」を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今、理事より、更なる行財政改革の覚悟について答弁をいただきました。単なる内部管理経費の見直しだけではなく、例えば既定の主要な施策であったとしても、発想の転換と英断による軌道修正が、こうした難局には求められるのではないかと考えます。

「前例踏襲」や「役所の常識」などといった従来の考えから脱却し、効率的にこのまちの将来を担う次世代のため、多くの先人の方々の手によって創られてきた「大好きな、大好きな私たちの五條」が、その五條市が持続可能な行財政運営の手法について真剣に議論していただき、今後の事業計画・予算編成などに活かしていただくことを伏してお願いたします。

そして最後になりますが、今日いただきました答弁、またはお願いさしていただいたことをこの場だけのやり取りだけでなく、今後の市政運営に反映していただけますようお願いしまして、私、牧野雅一の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田 正）以上で、三番牧野雅一議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため三時三十分まで休憩いたします。

午後三時二分休憩に入る

午後三時二十九分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

次に、一番、養田全康議員の質問を許します。一番養田全康議員。

〔一番 養田全康質問席へ〕

○一番（養田全康）議長から発言の許可をいただきましたので、一番養田全康の一般質問を通告のとおりさせていただきます。

まず、大きな一番、障害者雇用の現状でありますけれども、定例会毎と申してもいい位の頻度で障害者の雇用という観点から質問をさせていただいております。そんな中、身体障害者に関しまして、採用試験を設けていただいたというような中で、またもう少し門戸を広げていただけないかというようなお願いをしてまいりました。そんな中、奈良県においては全国でもベスト・スリーに入るような民間企業では雇用率があるというような中で、五條市は現在どのような採用状況になっておるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田 正）福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

今年度実施の採用状況でございますが、身体障害者一名を募集しました。知的障害者につきましても、一名を募集する予定でございます。身体障害者でございますが、高校卒業以上で三十五歳までの受験資格といたしまして、市広報紙及び市ホームページに掲載するとともに、報道機関へも投げ込みを行いました。しかし残念ながら応募してくれる方はございませんでした。

今後、障害者の募集に際しましては、もっとほかにも広く知ってもらえる方法がないのかというようなことも検討していかなければならないというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）応募がなかったというようなことでございますけれども、今現在は広報であつたりとかホームページであつたりとかいうような形の中で、周知をされておると思います。そんな中、例えば今五條市は障害者雇用に関しては開かれているとは思うのですけれども、奈良県下の市町村で例えば障害者という枠組みの中で、職員雇用の募集を掛けているところを分ければ教えていただけますか。

○議長（吉田 正）福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

今年度やっているところはデータを持っていないのですけれども、過去の実績で見えますと、複数の市で採用されております。県内ですと、障害をお持ちの方を雇用されている市といたしまして、奈良市、天理市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、大和郡山市でそれぞ

れ障害をお持ち方を雇用されております。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 今お話しがあった各市の中で、例えば募集に関して、どのような募集をされているのかというのを確認取られたことってあるかないかお願いしますか。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

本市が募集するに際しましても、他市の状況を確認しておりますので、情報を取ったということはございます。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） そんな中ですけれども、今現在の五條市の、例えば国で定められた法定雇用率というような部分があると思うのですけれども、二・三パーセントでしたかね、五條市は現在どのような推移を示しているのか教えてください。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、本市の雇用率でございますが、一・七四パーセントでございます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 一・七四パーセントということで、少し法定の雇用率よりも低い現状になっておるということで、そんな中、再三お願いしていましたが、知的障害者に関しても門戸を広げようということで、平成二十五年なんですけれども、知的障害者の手帳の所有者数、奈良県下で一万四百七十四名おられるということで、全体の障害者手帳をお持ちの数の一二・五パーセントが知的障害をお持ちであるということとで、そんな中でね、知的障害者に対しても雇用を広げていただけるといふ答弁でありましたので、どのような状態で募集をされているのか、また周知をどのようにされているのか教えてくださいいただけますか。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

来年四月の採用予定といたしまして、事務職で知的障害者を一名募集する予定でございます。

募集の要項につきましては、六月と八月の市広報で御案内をしております、十月一日の市の広報紙でも再度掲載する予定でございますし、報道機関にも情報提供をしたいというふうに考えております。

資格でございますが、十八歳以上で三十五歳までといたしまして募集をし、一次試験で筆記試験、二次試験で個人の面接及び実地試験を予定しております。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 一次試験で筆記ですよ、二次試験で面接と実地ですか、はい。この実地という部分なんですけれども、これ他の募集の中にはない部分なのかなと思うのですけれども、どのような取組をされるのか教えていただけますか。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

実地試験でございますが、現在のところ考えておりますのは、市のしかるべき部署に、こちらが選定をし、現場をお願いをして、数日間実際の業務に就いていただくと、その様子でもって判定をさせていただく、そのようなことを現在考えておるところでございます。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 一旦しかるべき場所で働いていただくというような中で適性を見たいというようなことでございますね。

僕もお願いしていたような取組になつてきているのかなと、自分の中で大変有り難いと思うのとともに、専門的な知識を持たれている方が選考委員さんに入ると、それは一般の募集とは違うような部分になつてくるのかなと思うのですけれども、例えば身体障害者については応募がなかったというような中で、二度にわたつてなかったというふうに理解するのですけれども、今後この募集を続けていっていただけるものなのか、その辺を確認させていただけますか。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

各年度年度の障害をお持ちの方も含めてですが、採用に関しましては採用試験委員会というのがございまして、最終はそこで決定をしていただくという運びになるかなと思うのですが、障害者の雇用の促進等に関する法律というのがございまして、その趣旨も鑑みまして、そのような方向で進めていくのかなというふうに今現在考えておるところでございます。

最終は試験委員会の決定に従うというところでございます。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 各市町村を見ていますと、例えば一番難しいのは精神障害に關しての募集というのは難しいところだと、各市町村そういう捉え方だと思うのですけれども、今後五條市において精神障害者に対しての雇用というのを考えることができるのかどうか、また今後検討していただけるのかどうか教えていただけますか。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

今お尋ねの精神障害に關しましては、するしないは今この場でお答えできる用意はございません。申し訳ございません。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） これ最後に、私からのお願いになるのですけれども、例えば広報紙であったりホームページで掲載して、今身体に關してはなかったと、知的に對してはこれからなるのですね。そんな中でありますけれども、例えばテレビ放送であったりとかそういう部分に關して、今までアプローチされたこと、新聞社はあると思うのですけれども、テレビ報道に關してはないというような認識でおりますので、できたらそこに対しても大きく取り上げてほしいということをお願いしていただきたいとそうようにお願い申し上げます。

続いて、次の質問に移ります。

歯と口腔の健康についてなんですけども、昨年六月に五條市歯と口腔の健康づくり推進条例が施行されました。この条例は市民の歯と口腔の健康づくりを総合的に推進して、市民の生涯にわたる健康の保持及び推進に寄与する目的で策定されたと、そのように認識しておるのです。

けれども、現在その条例が施行されている中で、以前とどのように変わったのか、また予防の取組、歯ですね、病気の予防の取組をどのようにされているのかという部分を教えていただけますか。

○議長（吉田 正）坂口すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（坂口慎一）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

議員おっしゃられたとおり、昨年平成二十七年六月に五條市歯と口腔の健康づくり推進条例を制定いたしました。その基本理念、「生涯にわたる健康の保持及び増進を図る。」にのっとりまして、歯と口腔の健康づくりに関する知識の普及、及び歯科疾患の予防に向けた取組として、歯と口腔の健康づくりフェスティバルを計画し、五條市歯科医師会及び五條市医師会等々連携しながら普及、啓発に努めております。

このフェスティバルは歯と口腔の健康と全身の健康との関連についてをテーマにした講演会や、歯に良い食事についての「食育コーナー」、市民が自分の口腔内の状態を観察して体験できる「デンタルラリー」など、歯の健康、疾患予防について考える機会となる内容を盛り込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）このフェスティバルなんですけれども、以前はなかったことが、この条例ができることによって、こういうイベントをしているというふうな取組という認識でよろしいですね。はい分かりました。

そんな中、五條市の幼児期における虫歯のない三歳児の割合は七一・四パーセントで、県平均の七二・八パーセントより低くなっていると、また少年期の十二歳児の割合では四九・四パーセントで、同じく県平均の五二・三パーセントより低くなっていると、これランキングを出しますと、奈良県下の市町村の中で乳幼児に関しては二十二位、三十九市町村のうちの二十二位と、学童と呼ばれる小学生ですよね、小学生においては奈良県下三十八なんです、市町村のうちの二十位ということで若干平均点を下回る、順位でいうと平均以下であるというような推移が出ていますけれども、その乳幼児また児童・生徒への取組をどのような形でされておるのか教えていただけますか。

○議長（吉田 正）坂口すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（坂口慎一）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

幼少時から歯に関する意識を育てていくことが歯磨き習慣を定着させることにつながり、将来に向けて重要なこととなります。そのために

は子供を育てる母親に働き掛けていく必要があります、乳幼児への取組として妊娠中の母親に対し、歯に関する意識を高めるため、産前の歯科検診無料券の発行と、さらに平成二十七年産後は産後の歯科検診無料券の発行を実施しています。

また、歯に関する保健指導も併せて行っております。出産後の子供については、乳幼児健診時、月齢に合わせて歯科検診、歯磨き指導、フッ化物塗布を実施しております。虫歯予防に効果があると言われていたフッ化物洗口事業を市内保育所・幼稚園については、月曜日から金曜日まで週五日、小学校については週一日、保育所・幼稚園・小学校の協力の下、子供たちに実施をしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 県がこのデータを取られたときから比べまして、市はかなり子供たちに対して手厚く歯の健康を維持できるようにしていただいていて聞いていますので、またデータが更新されて五條市の歯の健康のランキングが上がることを期待するわけでありませうけれども。

続きまして、全国健康保険ですね、保険協会が出しているデータなんですけれども、八十歳以上になっても元気な歯、自分の歯を二十本以上持つことが大変健康にとつていいと、それ以下になると様々な病気の可能性、例えば歯周病、糖尿病、メタボリックシンドロームなど、歯と体の健康という部分でリンクする分がかなりあるらしいのですけれども、高齢者に対してはどのような啓発活動をされておるのか教えてください。

○議長（吉田 正） 坂口すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（坂口慎一） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

成人期以降は、四十歳からは節目の歯科検診、その他市内巡回健康相談や集団検診時に歯科衛生士による歯科指導を行い、市民の歯の健康に関する意識向上と歯科疾患の予防に努めております。

高齢者に関しては、介護予防教室の中で口腔機能向上を図るため、歯科衛生士が健口体操唾液線マッサージを中心に個別及び集団指導を実施しております。

また、高齢者の歯科検診として、七十五歳以上の後期高齢者の節目歯科検診を県の事業として実施しています。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康）今、高齢者と四十歳に節目の検診をされておるということで、これ例えば生まれてから高校出るまでは多分学校であったりと幼稚園・保育園・小学校・中学校・高校という中で、検診がずっとあると思うのですよ。社会人になると、とたんに検診というものがなくなりまして、実費を払っての取組になると、また四十歳では節目でやっていただけると。また高齢になると県が何歳でしたかね、段階を分けてしていただけるというような状態でありますけれども、この隙間の世代に関しまして、五條市はどのように捉えておるのか、また検診等は考えておられないのか、聞かせていただきたいと思います。

○議長（吉田 正）坂口すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（坂口慎一）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

生まれてから生涯にわたる歯と口腔の健康づくりを講演会や健康相談事業を通じて今後も広く市民に啓発し、定期的な歯科検診が大切であることをまずは知っていただく、そして今行っている子供から妊娠中の人を含めた大人の節目歯科検診をより多くの人に受けてもらえるように伝えて、定着させていきたいと考えております。

また、御指摘がありました、高校卒業から四十歳の年齢層に関しましては、条例の中にもうたっておりますが、社会人として職場で事業者の責務として歯科検診が位置付けられております。

今後は事業者へも働き掛け、連携を取り、歯の健康づくりを進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）事業者に対してそういう啓発活動をしていただけるという中なんですけれども、ここが僕は大事なことだと思うんですけれども、例えば障害をお持ちの方であったりとか高齢で介護が必要な方という中で、歯の取組の周知徹底をどうしていくのか教えていただけますか。

○議長（吉田 正）坂口すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（坂口慎一）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

障害者を対象ということでございますけれども、先ほどから申しました検診等々、障害者または健常者にかかわらず行っておると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 障害者、健常者関係なしにその啓発活動はしていただけるといふようなことでございますね。はい。

内科的な検診というのは職場や自治体、また学校の中で定期的に受けると。しかしながら歯の検診に関しては、そのような捉えられ方をされていないと。しかしながらそういった糖尿病やメタボリックシンドロームとの関連も深い、また歯周病と心臓病、肺炎、低体重児出産や、また骨粗しょう症などの関連も今現在指摘されているようであります。

生涯にわたって歯が健康であるならば、元気に食生活も明るく、健康寿命が延びるといふようなデータもあるようですので、しっかりと乳幼児又は児童・生徒の時期に歯の寿命を伸ばすための予防に力を入れていただけること、また行政においてはもっと積極的に市民の健康を守る上で是非歯に対する病気の予防対策というのをさせていただいて、定期検診に取り組んでいただきたいと、そのようにお願い申し上げます。次の質問に移りたいと思います。

次、三番の五條市の人口減少対策についてなんですけれども、UIJターン、また利活用の観点から、西吉野町の平雄の移住体験等々、今五條市は空き家対策や人口減少に対して対策をさせていただいていると思うのですが、今現状のUIJターン者の転入や、その他情報やデータがあれば教えていただけますか。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市のUIJターンの転入を促進して人口増加を図るということを目的に平成二十七年度からUIJターン住宅取得補助金交付事業というのを実施しております。

実績でございます、平成二十七年度におきましては、十八件五十三名の方の転入がございました。このうち一件は田園の空き家住宅への入居でございました。

市外からの転入ではございませんが、新婚世帯住宅取得補助金交付事業というのもやっております、田園で一件、住川町で一件の空き家への入居がございました。

また、平成二十八年度でございますが、八月末時点で七件、十九名の方の転入がございました。このうち三件が田園の空き家への入居とな

つてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 平成二十七年十八件、五十三名がこれは人口増になったという考え方でいいのですよね。他市町村、また県外から来ていただいたというのが、十八件五十三名やったと。しかしながら五條市の人口は毎月五十名程度減っておるということで、なかなか厳しい現状が続いているんだなというところが分かるわけでありますけれども、このUIJターンの、例えば来ていただいた方に対してアンケート等を実施して……なんと言ったらいいんですかね、例えばもっとこういうふうな形で使えるのが良かったとか、その辺のデータって取って、アンケート調査をされておるのか教えていただけますか。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

アンケートですが、手元にまとめておりますのは、このUIJターンの補助金が、いわゆる転入先を決定する際に大きな影響があった、つまりインパクトとして大きかったかということは、アンケートを採って集計しております。十八件の中で、この補助金があったということで背中を押されたという件数が九件ございました。十八件のうち九件の方がこの補助金があったので、転入先として五條市を選んだというふうなアンケート結果が出ております。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） うれしいデータ結果になっているのではないかと思うのですが、半数以上の方がこの補助金があったから五條市に来了られたというようなことありますから、大変有り難いなど、そのように思うのですけれども。

続いて、この平雄の移住体験の施設についてなんですけれども、今現在どのような形で移住体験が進んでおるのか、また問合せ件数等を教えていただきたいと思います。

○議長（吉田 正） 河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

西吉野町平雄の移住体験住宅についてですが、平成二十七年度において県から約二分の一の補助金をいただき、事業費約七百四十五万円で修繕し、七月から移住体験住宅としてオープンしたところであります。

現在までに一組、五名様の御利用をいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 問合せ件数を教えていただけますか。

○議長（吉田 正） 河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

現在のところ問合せ件数は四件でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 四件あったと、そのうちの一件が決まったということですかね。はい。そんな中で五名の方が泊っていただきました。どのような感想をお持ちになられたのか、分ければ教えていただきたいです。

○議長（吉田 正） 河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

移住して気にされていたということは交通の便、それと近所付き合い、医療・福祉・鳥獣の件、通勤・教育の件といったところがアンケートの答えにありました。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） アンケートを取っていただきまして、まさしく僕も、気になさっている点、确实にあるのかなあと少し利便性が悪い場所にあるという中で、果たしてそれが五條市における本当の移住体験になっているのかなというように思いがするわけでもありますけれども。

二〇一四年七月に発表されました、これは総務省のデータなんですけれども、全国には八百二十万戸の空き家があつて、日本全国の全住居

の一三・五パーセントが空き家であると、七件に一件は空き家であるということなんです。人口が減少していきますと、二〇二三年には空き家率が二〇パーセント、二〇三三年には三〇パーセントを超えると予想されておるのです。二〇一六年五月二十六日より空き家対策特別措置法が全面的に施行された中で、今、五條市における取組をどのようにされておるのか教えていただきたいと思っています。

○議長（吉田 正）河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

現在の取組については、五條市空き家情報バンクと五條市空き家利活用推進支援事業補助金制度がございます。五條市空き家情報バンクについては定住促進を目的として、平成二十五年度より市内に事務所を有する市に精通した不動産業者と五條市とが協定を締結し、空き家対策に取り組んでいます。この登録制度は空き家を現地確認した上で紹介できる物件であるかを判断し、市がホームページで空き家情報を公開することとしております。これまで七件の申請がありましたが、うち五件は所有者と仲介業者との間で合意には至らず、残る二件は所有者から登録の取下げの要望があり、現在の物件の登録はありません。

次に、平成二十七年より五條市空き家利活用推進支援事業補助金制度を設立し、市内で空き家の利活用を推進する意欲のある地域自治組織あるいはNPO法人の活動団体に対して五十万円を限度として活動費を交付できることとしました。平成二十七年は五條市の補助金審査会で承認されたNPO法人一団体が空き家無料相談窓口の開設や広報紙、散らしを作成するなどの活動を展開した結果、十二件の相談件数が寄せられ、うち一件二名の方が移住されることという成果が出ております。

平成二十八年度は活動を支援するNPO二団体に八件の相談が寄せられており、今後も市内で空き家の利活用を意欲的に推進する団体と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）平成二十五年度より取り組んでいたというような状態であるみたいですが、市に精通した不動産業者というのは何件ありますか。

○議長（吉田 正）河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

今ちよつと手元にその資料がございません、また後で報告したいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 平成二十五年度より始めて、これまでに七件の申請があつたと、約三年半ですか、三年半で七件、この現状を踏まえてどうか考えられますか。

○議長（吉田 正） 河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。
数字としてはかなり少ないと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） この空き家情報バンクですね、これに今まで使ってきたお金、幾らぐらい投資されておるか。

○議長（吉田 正） 河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市空き家情報バンクに使用したお金については、カラープリンターでのパンフレットの作成と事務費と人件費であります。
以上、答弁とさせていただきます。（「金額分かれへんの」の声あり） ちよつと金額までは……。 （「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 三年半、人間の動力だけでもかなりの額面になっているのではないかなと、ただ余りにも大きなものを購入したであるとか、そういう部分はないような話でありますけれども。

また、この空き家の利活用に関しては、NPO法人であつたり地域の自治組織に関して五十万円を限度として活動費を交付できるということですが、この自治組織というのは、手を挙げていただいた、また相談、どういう補助金なのかというような問合せ等、ありましたかどうか教えてください。

○議長（吉田 正） 河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

今まで自治組織の分の申し込みはありません。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） これ、周知はどのような形でされておったのか教えていただけますか。

○議長（吉田 正） 河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

ホームページなどでPRしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 先ほども申しましたように、多分五條市のホームページって閲覧数どれくらいの数があるのか僕は今存じ上げませんけれども、多分見られていないと思うのですよ。こういう補助金を出しますよというて、NPO法人さんが手を挙げてくれたのは大変有り難いのですけれども、五十万円が上限ですよ、これ例えば六十万円使った。経費が六十万円掛かりました。それでも五十万円を渡すのですよね。それで例えば五十一万円使った場合、幾ら渡すか教えてください。

○議長（吉田 正） 河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

一応あの中でいろいろ調査をいたしまして、五十万円以上であると五十万円が限度額ですので五十万円を支払わせていただくことになりました。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 五十万円使っても五十万円を渡すと、例えば五十万一千円でも多分五十万円を渡すのでしょということだと思います。そうすると運営自体をしているだけで五十万円の経費を使った場合五十万円をいただけるというような形になってくると思うのですよ。これ成

功報酬的な部分が全くないと、僕思っんです。それでなかなか力が入っていくのかという部分を感じるのですけれども、後は今このNPO法人さんが二団体になったのですよね。そこで八件の相談になっておると、今現在、平成二十八年度から始まって何箇月ですか、六箇月になるのですか、六箇月目が過ぎようとしておる状態ですよ。それでNPO法人の団体数は倍になったけれども八件しかないというような状態ですけれども、例えば大手の不動産業者であつたりとかそういうところに相談されて、今現状こうなんだというようなお話をされたことって、ありますか。

○議長（吉田 正）河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

今のところ大手の業者への相談はございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）僕の自宅の近所に空き家がありまして、古民家なんです。畑も付いているという状態の中で、その持ち主さんが大手の不動産の賃貸をメインにされておるような大手の業者さんに問合せをしたらいいです。するとね、これ一箇月もたわずに五件、六件と大阪方面からすごい問合せがあつて、閲覧件数というのは近畿圏内でもトップランキングに入るような閲覧件数があつて、一箇月たわずに決まつてしまったというようなお話の中で、僕はそれを聞いていたので聞きに行ったんです、その業者さんに。そうすると、例えば仲介するのにお金がかかるのかといったら、仲介するのにお金なんか掛からないと、私たちはそれを仕事としているので、貸主さんと借主さんの間で発生するマージンをいただくだけやというような状態でお話いただきました。一度ね、そういう業者さんにノウハウというのか、しっかり勉強させていただいた方がいいのじゃないかなと、市内の業者さんはもちろん大事ですし、NPO法人さんも頑張っていたいていと思ひますけれども、空き家というのは迷惑なものではなくて、五條市に入つて来ていただけるまだ枠があると、資源であるというような認識を持っていますので、できたらしつかりとした取組というか、聞く限り平成二十五年度より始まつていますけれども、何の成果も出ていない。実績がないというような状態でこの三年半くらいですか、来ているような状態やと僕認識しますので、これを是非一回考えていただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（吉田 正）河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

空き家バンク登録制度の活用は不動産業者の空き家物件の質に左右されると考えております。

大手企業との連携については、情報のネットワークが大きいことから、相談件数が多くなりメリットがあると考えています。

これまでの空き家情報バンクの取組において、仲介業者と所有者との間に合意に至らなかった原因を踏まえ、今後分析するとともに、大手企業に対し所有者と合意に至るまでの方策と所有者が空き家を円滑に処分できるようサポートしていく仕組みなど、空き家の利活用を促進するノウハウをヒアリングしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 市内業者は市内業者で市内中のことがよく分かっておって、きめ細やかな対応ができるという部分もあると思いますけれども、大手企業のノウハウというのは入れていける部分は入れていき、助けていただけるものは助けていただいたいと思いますので、是非前向きに検討していただいて、三年半の空白の部分を取り返していただきたいとそうに考えます。

次の質問に移ります。

最後になりますけれども、五條市内の中学校の部活動についてなんですけれども、五條市内には今現在五つの、五條市立の中学校が五つと智辯学園中学校ですが、私立の学校が一つあると。

五條市の中学生の人数の推移なんですけれども、ピーク時の昭和三十年代には二千六百六十三人がおられたと、それが平成二十八年度になつて七百二十六名まで減少していると、また、平成三十二年度には六百四名になるであろうというような試算が出ているのですけれども、今現在の五條市の中学校の部活動、どのような現状になつておるのか御説明いただけますか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

市内各中学校の運動部設置状況につきましては、五條中学校で六つの部、五條東中学校で八つの部、野原中学校で五つの部、五條西中学校で七つの部、西吉野中学校で五つの部が設置されております。しかしながら生徒数の減少により今年度は最盛期の運動部数に比べ二十三部減少し、単独で対外試合に出場できない運動部も各校で合わせて十部に上っています。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 現状を分かっていただけだと思いますけれども、例えば野球部であれば、三校、三校の合併という形で、単独ではできないと、また野球だけをみますと、来年度例えば五條中学校で野球をしていたような子供というのは、今現在私の分かるところで一名しかいないです。来年度野球部で一人しか入ってこないと、また各中学校を見渡してもそういうような状態になっていると認識しています。例えばサッカー部もそうなんですけれども、来年度、今の二年生ですね、二年生が引退してしまうと残るのは多分五條中学校で四名くらいになるのかな、入ってくれるのを四名ですつと待ち続けると、野球、サッカーがそのような状態になっているということで、またそのほかの部活動を見ましても、例えばバスケットボールやハンドボール、ソフトボールなど、これは五條ではなくなってしまうた部活動になってしまっているのです。合併するのはいいのですけれども、合併してやって来年度の人数が違うということでもまたシャッフルされると、そうやってしまうと前年度は味方やったチームが来年度は敵になってしまうというような状態が五條市内でどんどん起こってしまうと、それって子供にとって健全な育成になるのかなというように思っておるのですけれども、今教育委員会さんの中でどのような中学校の部活動の捉え方、教育面の捉え方ってどのように考えておられるのか聞かせていただきたいと思っています。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

学習指導要領では、生徒の自主的、自発的な参加により行われる中学校における部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感・連帯感のかん養等に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう示されています。

特に運動部においては、単に技術や運動能力を向上させるだけでなく、人間関係の形成、コミュニケーション能力の向上、生徒指導上の効果等が見られます。

しかしながら、現状のところでも述べさせていただいたように、生徒数の激減に伴い、実施できる部活動の数を制限せざるを得ない状況になっております。

そんな中、単独での活動が難しい部活動については、二つ以上の中学校が合同で活動しているケースも見られます。

合同チームの結成や公式試合への出場等の可否は、それぞれの部活動における県中学校体育連盟の専門部が決定することになっていますが、

他都市においても同じような生徒数減少が見られることから、教育委員会としても、学校適正化が整うまでの間の合同チーム結成に係る課題を精査し、市内の専門委員を通じて、県中学校体育連盟への働き掛けを行ってまいりたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 小さな学校適正化やと思うんです、僕これ。部活動というのは。子供の数がそろわないときちつとした教育ができないというようなお話で学校適正化を進めていかれると思うのですけれども、その中で部活動もそういう部分があるのではないかなと、早いこと合併するなら合併するで形を作ってあげないと、学校適正化で学校の子供たちの数がそろうまでなかなか部活動であつたりとか、人間関係の構築というのは難しいのではないかなとそうのように考えています。

答弁の中で、中体連に対しての要望も働き掛けていただけているということなんで、是非早急に形を作っていただきまして、部活動という部分の教育の空洞化がないような形で鋭意取り組んでいただけるようお願いいたします、私の一般質問を終わります。

○議長（吉田 正） 以上で、一番養田全康議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度に留め延会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正） 御異議なしと認めます。

よって本日はこれにて延会することに決しました。

明日十四日、午前十時に再開し、一般質問及び議案審議を行います。

本日はこれにて延会いたします。

午後四時十七分延会

